

栃木県信用保証協会の あらまし

2015



TOCHIGI
GUARANTEE

ごあいさつ

関係機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務に格別のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

当協会の業務内容等につきまして一層の御理解をいただくために、「栃木県信用保証協会のあらまし2015」を作成いたしました。御高覧を賜り、信用保証制度の有効活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、政府の経済政策や金融政策の実施などにより景気は緩やかな回復基調にあり、その恩恵を受け業績を改善させた中小企業がある一方、多くの中小企業は厳しい経営状況が続いており、先行きの懸念を拭えない状況にあります。

当協会といたしましては、県内中小企業の資金繰りの円滑化を図るため保証推進に積極的に取り組むとともに、中小企業の成長・発展に寄与するため金融と経営の一体的な支援に係る取り組みを推進しております。また、地方創生をはじめとする国や県内自治体等の施策とも呼応し、創業者や小規模事業者への支援や中小企業の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んでまいります。

今後とも、中小企業金融の円滑化を通じて地域経済活性化のお役に立てるよう業務運営にあたってまいりますので、引き続き皆様の御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年9月

栃木県信用保証協会

会長 伊 藤 勤

栃木県信用保証協会のあらまし 2015

Contents

ごあいさつ

栃木県信用保証協会の概要	2
--------------	---

事業概況

第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)の評価	6
平成26年度経営計画の評価	14
決算	25
業務数値	28
取り組み	34

事業計画

第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	40
平成27年度経営計画	44

信用保証業務

信用補完制度のしくみ	52
信用保証のご利用について	54
主な保証制度	56
責任共有制度	59

コンプライアンス	60
----------	----

個人情報保護	62
--------	----

※本誌中の金額及び構成比は四捨五入をしているため合計と一致しない場合があります。

栃木県信用保証協会の概要

■ 目的 (定款第1条抜粋)

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

■ 基本理念

私たち栃木県信用保証協会は
明日をひらく中小企業とともに歩み
「信用保証」により
企業の成長と繁栄をサポートし
地域経済の発展につくします

■ シンボルマーク

シンボルマークは、当協会の愛称「TOCHIGI GUARANTEE」の頭文字「T」と「G」をモチーフにデザインし、中小企業・金融機関・当協会の三者の成長を表す“トリプルライン”と、三者の信頼関係と相互協力を表す“フューチャーリング”とで構成されており、全体で「TOCHIGI」の頭文字「T」を表現しています。



■プロフィール

設立	昭和24年10月5日
根拠法律	信用保証協会法
本所所在地	栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
事業所	本所、足利支所
役員数	91名(非常勤役員を除く)
基本財産	274億40百万円
保証利用企業数	24,702企業
保証債務残高	4,252億17百万円

(平成27年3月31日現在)

■あゆみ

昭和24年 9月16日	財団法人栃木県信用保証協会設立許可
同 10月 5日	財団法人栃木県信用保証協会設立
同 10月 7日	宇都宮市塙田町にて業務開始
同 25年12月 9日	足利市通四丁目に足利支所開設
同 26年 6月28日	宇都宮市一条町に事務所移転
同 28年 8月10日	信用保証協会法公布施行
同 10月19日	宇都宮市江野町に事務所移転
同 29年 3月26日	足利支所閉鎖
同 6月 1日	信用保証協会法に基づき栃木県信用保証協会に組織変更
同 38年 2月25日	宇都宮市旭町に事務所移転
同 43年 3月27日	宇都宮市塙田町に事務所移転
同 56年 7月27日	宇都宮市中央三丁目に事務所移転
平成 8年 4月 1日	シンボルマークを核とするCI導入
同 13年10月10日	足利市南町に足利支所開設
同 21年10月30日	創立60周年記念式典開催

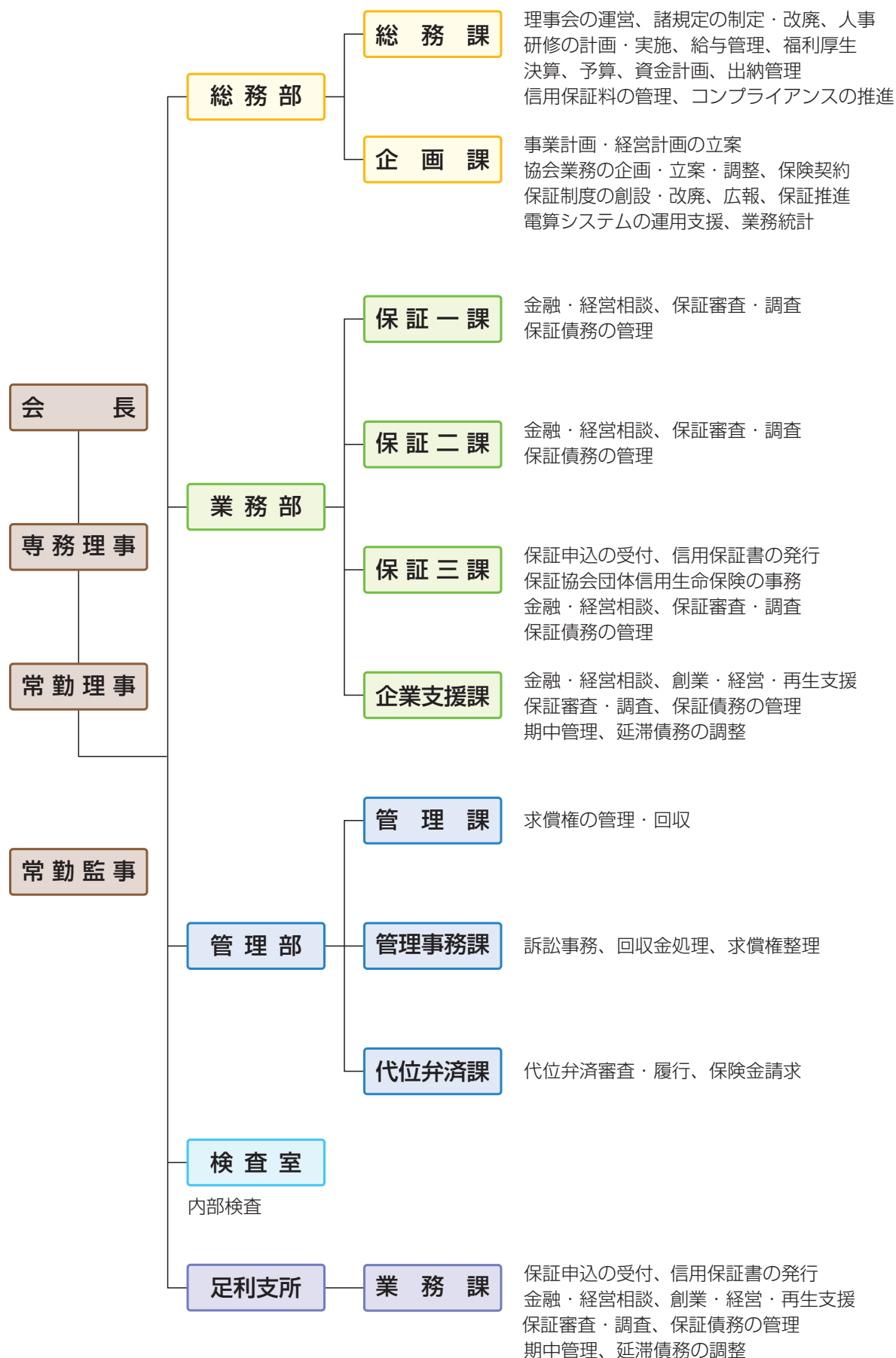


本 所



足利支所

組織機構図



役員

(平成27年6月1日現在)

	氏 名	備 考
会 長	伊 藤 勤	常勤
専務理事	高 橋 茂	常勤
理 事	五月女 陽 一	常勤
理 事	森 戸 和 美	常勤
理 事	佐 藤 栄 一	栃木県市長会会長
理 事	古 口 達 也	栃木県町村会会長
理 事	北 村 光 弘	栃木県商工会議所連合会会長
理 事	中 村 彰太郎	栃木県商工会連合会会長
理 事	渡 邊 秀 夫	栃木県中小企業団体中央会会長
理 事	松 下 正 直	栃木県銀行協会会長
理 事	菊 池 康 雄	栃木銀行頭取
理 事	七久保 一 郎	栃木県信用金庫協会会長
理 事	塚 田 義 孝	栃木県信用組合協会会長
理 事	新 井 俊 一	栃木県観光物産協会会長
監 事	長 岡 正 典	常勤
監 事	岩 崎 信	栃木県議会議長
監 事	星 野 基	公認会計士

お問い合わせ

当協会の概要

事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

事業概況

第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)の評価

■自己評価

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

平成24年度の県内経済は、東日本大震災の影響から緩やかに持ち直してきたものの、足踏み状態が続きました。中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレによる価格競争の激化や生産の海外移転等により厳しい状況が続き、年度後半には政府の経済対策の効果や円安傾向による輸出環境の改善により、景気の先行きに明るさが見えたものの、実体経済の改善には至りませんでした。

平成25年度の県内経済は、緩やかに持ち直し、DI等の景気指標においても改善が見られました。景気回復局面にあるなか、増加運転資金や設備投資資金等の前向き資金において改善の兆しが見られ、地域の中小企業にも景気回復の実感が少しずつ波及し始めました。

平成26年度の県内経済は、一部に弱さが見られたものの、基調としては持ち直しの動きで推移しました。景気が緩やかに回復傾向にあるなか、円安の進行による大企業や輸出型産業を中心にした業績の回復により、業績が改善した企業があった一方で、中小企業の多くは、円安による原材料費の上昇や人手不足による人件費の高騰等、依然として厳しい経営環境下に置かれ、先行きの懸念を拭えない状況にありました。

(2) 当協会の実績

①平成24年度

保証承諾は、前年度の保証承諾を押し上げた震災関連保証の利用が落ち着いたことや、セーフティネット保証5号の全業種指定の終了による利用減少などにより、件数が18,912件(前年比90.7%)、金額が1,605億63百万円(同83.6%)となり、件数、金額ともに前年度を下回り、計画値を94億37百万円下回りました。一方、中小企業の業績改善の遅れや「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(中小企業金融円滑化法)の再延長措置等により返済緩和・猶予に係る条件変更は高水準で推移し、9,528件(同100.6%)、898億85百万円(同98.4%)を承諾しました。

保証債務残高は、保証承諾が前年比83.6%と減少したものの、返済緩和・猶予に係る条件変更が高水準で推移し、償還額が抑えられたため4,677億66百万円(同98.1%)と小幅な減少となり、計画値を16億34百万円下回りました。なお、件数は68,155件(同101.7%)と増加し、保証の小口化傾向が見られました。

代位弁済は、963件(同85.4%)、69億78百万円(同69.5%)となり、前年度から件数、金額ともに大きく減少し、6年ぶりに100億円を下回り、計画値に対しても40億22百万円下回りました。

②平成25年度

保証承諾は、上期は前年を下回りましたが、下期は景気の持ち直しにより資金需要が回復し、通期では、件数が18,900件(前年比99.9%)、金額が1,599億5百万円(同99.6%)となり、概ね前年度並みとなりましたが、計画値に対しては200億95百万円下回りました。一方、返済緩和・猶予の条件変更については、中小企業金融円滑化法の終了後も弾力的な対応を継続したことや業績改善が進まない返済緩和企業が多いこともあり10,770件(同113.0%)、1,034億89百万円(同115.0%)と前年を上回りました。

保証債務残高は、前年度末から160億46百万円減少し4,517億20百万円(同96.6%)となり、計画値を82億80百万円下回りました。一方、件数は68,494件(同100.5%)と増加し、さらに保証の小口化が進みました。

代位弁済は、中小企業金融円滑化法終了の影響による増加が懸念されましたが、992件(同103.0%)、71億71百万円(同102.8%)となり、小幅な増加に止まりました。なお、計画値に対しては48億29百万円下回りました。

③平成26年度

保証承諾は、中小企業の資金需要が本格的な回復に至らなかったことに加え、超低金利の金融環境も相まって、件数が17,691件(前年比93.6%)、金額が1,525億7百万円(同95.4%)となり、件数、金額ともに前年を下回り、計画値に対しても274億93百万円下回りました。また、依然として業績改善が進まない返済緩和企業が多いものの、返済緩和・猶予の条件変更については、中小企業金融円滑化法施行以降はじめて件数、金額ともに前年を下回り10,316件(同95.8%)、949億58百万円(同91.8%)となりました。

保証債務残高は、保証承諾の減少に加え、償還額の増加等により、前年度末から265億3百万円減少し4,252億17百万円(同94.1%)となり、計画値を247億83百万円下回りました。また、件数についても1,465件減少し67,019件(同97.8%)となりました。

代位弁済は、各種経営支援の実施や返済緩和等の条件変更への柔軟な対応を行ったものの、原材料価格や人件費の上昇、消費税増税後の消費停滞等の影響により、1,097件(同110.6%)、83億50百万円(同116.4%)となり、件数、金額ともに前年を上回りましたが、計画値に対しては26億50百万円下回りました。

2. 中期業務運営方針についての評価

平成24年度から平成26年度までの3ヶ年間の業務上の基本方針についての実施評価は以下のとおりです。

(1) 適正保証の推進

①経営実態に応じた適切な保証

セーフティネット保証や震災関連保証利用先に対する既保証分の再調達資金について、資金繰りの円滑化を図るために弾力的な支援に取り組むとともに、地公体制度融資や経営力強化保証、経営改善サポート保証等を活用した借換保証を積極的に推進しました。条件変更に対しては中小企業金融円滑化法終了(平成24年度末)後においても、引き続き経営実態に応じた柔軟な対応を実施することにより、資金繰り改善支援に取り組みました。

また、保証審査にあたっては、積極的な現地調査の実施により保証先の現況や資金繰り状況等を把握し、迅速かつ適切な保証支援に努めました。

■借換保証、条件変更(返済緩和)の承諾の推移 (単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	18,912	160,563	83.6	18,900	159,905	99.6	17,691	152,507	95.4
借換保証	1,102	13,110	63.0	1,233	16,374	124.9	1,156	16,212	99.0
条件変更(返済緩和)	9,528	89,985	98.4	10,770	103,489	115.0	10,316	94,958	91.8

②責任共有保証の取り組み強化

金融機関と保証協会が適切な責任分担を図る責任共有制度については、セーフティネット保証や震災関連保証等の責任共有制度の対象外保証の利用が落ち着いてきたことに加え、説明

会や情報交換会等において制度の周知を図り普及啓発に努めた結果、制度の定着が一層進みました。

■責任共有制度対象・対象外別の保証承諾の推移

(単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
責任共有制度対象	12,838	113,933	71.0	14,690	131,011	81.9	14,414	136,185	89.3
責任共有制度対象外	6,074	46,630	29.0	4,210	28,894	18.1	3,277	16,322	10.7

③地方公共団体制度の保証推進

地公体制度融資の利用を積極的に推進するとともに、制度の新設・改廃があった際には、月報誌「保証だより」やホームページ等により周知を図りましたが、セーフティネット保証5号や震災関連保証の利用減少に伴い、地公体制度融資の利用は減少しました。

■県制度、市町村制度の保証承諾の推移

(単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
県制度	4,685	37,517	69.8	3,629	26,279	70.0	3,122	19,494	74.2
市町村制度	7,840	39,805	98.6	8,255	39,262	98.6	7,706	36,572	93.1

④セーフティネット保証や小口零細企業保証等の適正利用

セーフティネット保証5号は平成24年10月末に全業種指定が終了し、緊急時から平時への運用の移行に伴い指定業種が大幅に縮小され、東日本大震災復興緊急保証は平成25年度から対象要件が一部縮小されたことに加え、震災の影響が落ち着いてきたことから、両保証制度ともに利用が大幅に減少しましたが、対象先に対しては引き続き制度趣旨に沿った保証支援を行いました。

小規模事業者の保証利用促進及び資金調達時の負担軽減を目的とし、平成25年11月から特別小口保証及び小口零細企業保証（協会制度）の保証料率引き下げを実施しており、小口零細企業保証については、県・市町村制度を含めた制度全体で利用が増加しました。

■セーフティネット保証、小口零細企業保証等の保証承諾の推移

(単位:百万円、%)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
セーフティネット保証	1,457	15,497	55.7	936	11,476	74.1	204	2,909	25.4
東日本大震災復興緊急保証	2,421	25,236	45.6	938	11,501	45.6	398	5,357	46.6
災害関係保証	7	76	3.6	2	12	15.8	-	-	-
小口零細企業保証	1,916	4,753	104.8	2,034	4,839	101.8	2,230	5,500	113.7
協会制度	182	400	75.2	204	475	118.8	228	588	123.9
県制度	860	2,263	107.4	818	1,919	84.8	821	2,049	106.8
市町村制度	874	2,089	110.3	1,012	2,445	117.0	1,181	2,863	117.1

⑤中小企業のニーズに応じた制度の活用

資金調達手段の多様化を支援するため、流動資産担保融資保証や中小企業特定社債保証の積極的な推進を図り、金融機関に対しては勉強会や保証業務講座における周知、職員に対しては「動産評価アドバイザー」の資格取得の奨励（計画期間中の資格取得者：6名）など、制度の理解向上に努めました。

創業保証については、原則として創業者との面談や現地調査により事業内容の把握に努め、

国や県・市町の創業制度を活用し積極的な保証を行うとともに、商工団体等が主催する創業塾等のセミナーへ職員を講師として派遣することにより、創業保証の周知を図りました。また、県内の支援機関及び金融機関との連携により、創業前の相談、計画策定から資金調達、創業後の事業定着に向けた経営支援までトータルサポートを実施する「創業等連携サポート制度」を平成25年11月に創設し、同制度を利用した際は保証料率の割引を行うなど、創業支援を充実することにより保証利用層の拡充に努めました。経営改善に取り組む中小企業者に対しては、経営力強化保証(平成24年10月創設)や経営改善サポート保証(平成26年1月創設)を活用した資金調達、借換保証による資金繰り改善支援に積極的に取り組みました。

⑥ 関係機関との連携強化

金融機関との連携強化を図るため、本部との情報交換や説明会を適時開催し、営業店への積極的な訪問等により保証推進に努めるとともに、保証協会業務について理解を深めることを目的に、金融機関担当者を対象とした「保証業務講座」を開催しました。また、金融機関等が開催する各種ビジネスフェアの共催や後援、県内企業の出展支援を実施することにより、中小企業者の販路開拓支援にも取り組みました。さらには、提携保証制度の一部について、より充実した制度に向けて見直しの検討に入りました。

栃木県とは県制度融資のさらなる充実を目的とし、見直しに関する意見交換や勉強会を実施しました。また、中小企業の円滑な事業再生に資するための「栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例」(平成25年3月施行)制定に向けて、意見交換や情報交換を随時行いました。

市町とは、市町村特別保証制度の適正な運用と利用促進を図ることを目的とし、「市町村特別保証制度連絡会議」及び「市町村商工担当者との事務打合せ会議」を開催し、中小企業者に対する資金繰り支援や経営支援の取り組み等について情報交換を行いました。

商工団体とは、「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」開催による情報交換や、創業塾等への職員の講師派遣等を通じ、中小企業者への支援体制を強化しました。

政府による「中小企業金融円滑化法」の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ(平成24年4月公表)を受け、平成24年10月にとちぎ中小企業支援ネットワークを構築し(平成26年度末時点の参加機関数：30機関)、当協会が事務局を務め、毎年度2回「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、経営・再生支援に係る情報共有及び県内関係機関相互の連携強化を図りました。また、中小企業者、取引金融機関等の関係機関及び当協会が一堂に会し、経営支援の方向性についての意見交換、調整を行う「経営サポート会議」を積極的に開催することにより、個別中小企業者の早期経営改善支援に取り組みました。さらに、事業再生支援に係る環境整備の一環として、中小企業再生ファンド「とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合」(通称：とちぎネットワークファンド)の設立に際し、独立行政法人中小企業基盤整備機構及びとちぎ中小企業支援ネットワークに加盟する地域金融機関とともに出資を行いました。

■ 経営サポート会議の開催実績

平成24年度	平成25年度	平成26年度
7企業 7回	63企業 75回	88企業 111回

平成24年11月に栃木県中小企業診断士会と業務委託契約を締結し、経営改善意欲のある中小企業者に対し、当協会の費用負担により豊富な知識を有する外部の専門家を派遣し、中小企業者が抱える経営課題の早期解決をサポートすることを目的とした「外部専門家等活用支援事業」を開始しました。

■外部専門家等活用支援事業による外部専門家派遣の実績

平成24年度	平成25年度	平成26年度
8企業 20回	56企業 193回	65企業 197回

中小企業再生支援協議会とは、情報交換会の開催や債権者会議への参加等を通じ連携を密にし、支援目線を共有したうえで、積極的な経営・再生支援に取り組みました。

加えて、栃木県産業振興センターや関東信越税理士会栃木県支部連合会等、関係機関との勉強会、意見交換会を通じ連携強化を図りました。

(2) 期中支援の強化

①企業状態に応じた経営支援

大口の保証申込先や業績変動の大きい先等については、現地調査を積極的に実施し、セーフティネット保証5号の利用先については、金融機関から提出される業況報告書を活用することにより、経営実態の的確な把握に努めました。

創業保証利用先については、1期目から決算書の徴求を行い現況把握に努めるとともに、創業計画との乖離が大きい先や資金繰りの厳しい先を中心にモニタリングを実施し、業績改善に向けた指導・助言を行いました。返済緩和先に対しては、外部専門家の派遣や「経営サポート会議」での調整等、企業状態に応じたきめ細やかな経営支援を実施し、経営力強化保証や経営改善サポート保証等を活用した返済正常化の支援に努めました。なお、自ら経営改善計画を策定することが難しい場合、国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の活用を提案するとともに、本事業の利用先を対象に策定費用の一部補助を行う「経営改善計画策定費用補助事業」を平成26年度から開始し、経営改善意欲のある中小企業者の経営改善計画策定についてさらなる促進を図りました。

また、金融機関や中小企業再生支援協議会と連携し、求償権消滅保証やDDS（資本的劣後化）を実施するとともに、東日本大震災の影響を受けた事業者に対しては、東日本大震災事業者再生支援機構と連携した不等価譲渡を実施するなど、各種スキームを活用した事業再生支援に取り組みました。

②大口保証先の管理強化

保証債務残高2億円以上の大口保証先については、決算書を徴求し継続的に経営実態を把握するとともに、必要に応じて現地訪問や金融機関へのヒアリングの実施により、期中管理の強化に取り組みました。

③重点管理先の経営支援

返済緩和に係る条件変更を行っている大口保証先等を重点管理先（重点支援先）として選定し、金融機関へのヒアリングや現地調査・面談の実施により経営状態や資金繰り状況を把握したうえで、より集中的かつきめ細やかな期中支援・管理を実施しました。経営改善計画を策定していない先に対しては、金融機関や中小企業再生支援協議会、専門家等と連携し、計画策定支援に取り組みました。

また、経営改善が進み業績や収益改善が見られる先に対しては、経営力強化保証や経営改善サポート保証等による借換保証を活用し、返済正常化支援を実施しました。

④経営相談体制の充実

中小企業者からの経営相談や資金繰り相談等に対応するため、常設の相談窓口に加え、平成24年度から、外部専門家（中小企業診断士）による経営相談会を四半期ごとに、協会職員による経営相談会を毎月開催しました。さらには、栃木県が実施する「金融円滑化特別相談窓口（経営改善特別相談窓口）」に職員を派遣し、協働による中小企業者の資金繰り相談に対応しました。

また、中小企業者の経営課題解決、経営改善計画の策定支援に際しては、中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、県の「金融円滑化特別相談窓口（経営改善特別相談窓口）」、国や当協会独自の専門家派遣等から最適な支援メニューの提案に努めました。

⑤適切な延滞・事故管理

延滞、事故先については、金融機関と緊密な連携を図り、期中管理の早期着手・早期実態把握に努め、延滞解消等の調整が可能な企業に対して返済負担軽減等の迅速かつ適切な対応を行うことにより、事業継続に繋がる支援を実施しました。

(3) 運営基盤の強化

①回収の促進

物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加等、回収環境が厳しくなるなか、債務者・保証人の現況や実態に応じ、物件処分の促進、定期回収の底上げ、一部弁済による保証債務免除、保証協会債権回収㈱の有効活用等により回収の最大化に努めました。

結果として回収額は、平成24年度は17億94百万円（前年比98.4%）で計画値を94百万円上回り、平成25年度は16億11百万円（同89.8%）で計画値を89百万円下回り、平成26年度は18億67百万円（同115.9%）で計画値を1億67百万円上回りました。

また、無担保求償権及び実質無担保化した有担保求償権を保証協会債権回収㈱へ委託するとともに、回収見込みのない求償権については、管理事務停止及び求償権整理を適正に実施し、回収業務の効率化・合理化を図りました。

②コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンスプログラムを策定し、同プログラムに基づいたコンプライアンス内部研修会や外部講師を招いての研修会を開催するなど、研修・啓蒙活動を実施し周知を図るとともに、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスプログラムの実施内容や進捗状況の確認を行いました。また、個人情報保護法に係る対応として、内部研修を各課において実施したほか、個人データ取扱状況の点検・監査を実施しました。

③運営規律の強化

第2次中期事業計画及び年度経営計画（平成23、24、25年度）に対する実施状況につき自己評価を行い、その内容については外部評価委員会を開催して評価を受けました。

評価内容については月報誌「保証だより」やホームページ等で公表しました。

第3次中期事業計画及び年度経営計画（平成24、25、26年度）については、その内容を公表し経営の透明性を高めました。

また、部課長会議にて事業計画の達成状況について確認し、事業計画の進行管理の徹底を図りました。

④経営基盤の充実

組織体制の見直し等により業務の効率化を図るとともに、継続的な経費削減に努めました。予算の執行状況については、毎月出納検査を実施し執行管理の厳格化に努めるとともに、全職員を対象とした決算説明会を開催し、職員のコスト意識の醸成を図りました。

財務基盤の強化を図るため、市場金利が低迷するなか、安全性及び効率性を考慮した資金運用を実施しました。

⑤危機管理の強化

危機管理の強化のため、事業継続計画（BCP）、緊急時対応マニュアルについて見直しを行うとともに、緊急時の通信手段を確保するため、安否確認システムを導入し、緊急時に即時対応できる体制を整えました。

また、システム上の電源遮断リスク及び災害時等のデータ毀損リスクの低減、停電時の突発的な通信リスクの回避、情報漏洩等のリスク防止を図り、システムの安全対策及び適切な運用

に取り組みました。

⑥人材育成

職員のレベルアップのため、研修計画に基づき全国信用保証協会連合会主催の研修をはじめとする各種研修に職員を派遣するとともに、通信教育講座の受講を奨励しました。また、計画期間中において4名が新たに中小企業診断士の資格を取得したことにより、平成26年度末における中小企業診断士の有資格者は21名となりました。

⑦広報活動の充実

保証制度の新設・改廃、当協会の事業実績や取組事項等について、月報誌「保証だより」やホームページに掲載するとともに、必要に応じてプレスリリースや新聞広告への掲載、CM等を有効活用することにより、適時適切な情報発信に取り組みました。

3. 嘱託職員による不正事件への対応について

平成25年度に判明した当協会の嘱託職員による不正事件については、平成25年度経営計画の自己評価において、その概要、発生原因、再発防止策等について明らかにし、外部評価委員会の評価を受けたところですが、その再発防止策については次のとおりです。

(1) 保証協会債権回収(株)栃木営業所の業務執行等への関与の強化

- ① 栃木営業所から四半期毎に具体的な実績報告を徴求するとともに、検査・監査を強化しました。
- ② 管理業務経験のある中堅課長級職員の出向により栃木営業所の体制強化を図るなど、協会による関与を深めました。

(2) 業務執行に際してのチェック体制の強化

- ① 破産等の法的整理事案の登録及び振込用紙の作成・出力に係る業務を回収部門から管理部門に移管し、課長管理下としました。
- ② 債権額通知データについて管理者が関与することとしました。
- ③ 時間外回収行為を防止するため、顧客の注意喚起を図るリーフレットを送付しました。
- ④ 債権額確認通知を年2回送付するなど、チェック体制の充実を図りました。

(3) コンプライアンスの徹底

- ① 職員階層別、とりわけ管理職に重点を置いたコンプライアンス研修会を実施しました。
- ② 職員ヒアリングを充実することにより、職員の状況把握を強化しました。
- ③ コンプライアンスマニュアルや「求償権事務処理要領」等の内部規程を全面的に見直すなど、さらなるコンプライアンスの徹底を図りました。

外部評価委員会の意見等

- 積極的に現地訪問や面談を実施し、企業の経営状況や実態を踏まえた適切な資金繰り支援を行うとともに、保証料率引き下げによる小規模事業者支援、企業ニーズに即した保証制度の創設や各種保証制度の活用等、積極的な保証推進を図っており、中小企業金融の円滑化に寄与しているものと評価できます。
- 経営支援・再生支援については、支援担当者の増員等体制の強化を図るとともに、経営サポート会議や外部専門家の活用、関係機関との連携等により経営支援に積極的に取り組んでおり、さらに「不等価譲渡」や「DDS」、「求償権消滅保証」の活用等により抜本的な事業再生支援にも取り組んでいることは評価できます。
- 条件変更による支援については、金融円滑化法終了後も引き続き弾力的に対応しており、中小企業の資金繰りの円滑化に努めていますが、一方で、条件変更企業（返済緩和先）の保証債務残高に占める割合が高まってきていることから、返済緩和先の今後の動向を注視しながら、引き続き金融機関や関係機関との連携により返済緩和先の経営改善支援に取り組む必要があると考えます。
- 不正事件を踏まえた対応については、その後の規程改訂や人員体制・チェック体制の強化等により内部管理面の仕組みについては新たな体制が構築されたものと理解できます。今後は再発防止策の着実な実行はもとより、継続的に研修を実施するなど組織的なコンプライアンス意識の向上を図るとともに、コミュニケーションのとれた風通しの良い職場づくりに努めていくことが重要になると考えます。
- この3年間の収支状況は順調に推移しており、将来に対する備えもできているものと認識していますが、保証債務残高が漸減する傾向は今後も続く可能性があることから、第4次中期事業計画を実行していくうえでは、長期的な視点に立ち、さらなる効率的な業務体制の構築について検討する必要があると考えます。
- これからの大きなテーマとなる地方創生に係る国や県の施策についても、保証協会が金融面からサポートすることにより、地域経済の活性化に貢献できるよう期待します。

平成26年度経営計画の評価

■自己評価

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

平成26年度の県内経済は、一部に弱さが見られたものの、基調としては持ち直しの動きで推移しました。

個人消費は、消費税引き上げに伴う需要の落ち込みにより、大型小売店舗販売や自動車販売、住宅建設などが前年を下回っていましたが、その影響からも徐々に持ち直しが見られました。生産活動は、耐久消費財を扱う業種を中心に大きく落ち込むなど低調に推移したものの、年度後半に入り在庫調整も進み改善の兆しが見られました。雇用情勢については、有効求人倍率が依然として1.0倍を下回る水準ではありましたが、改善基調にあり回復が見られました。

(2) 中小企業を取り巻く環境

景気が緩やかな回復傾向にあるなか、円安の進行による大手企業や輸出型産業を中心にした業績の回復により、業績が改善した企業があった一方で、中小企業の多くは、円安による原材料費の上昇や人手不足による人件費の高騰等、依然として厳しい経営環境下に置かれ、先行きの懸念を拭えない状況にありました。

県内の金融情勢では、県内民間金融機関の貸出金残高は前年を上回っていましたが、超低金利の金融環境下において、金利競争の激化が見られました。

一方、県内の企業倒産を見ると、全国的に倒産件数が減少傾向にあるなか、倒産件数、負債総額ともに前年を上回りました。特に、倒産件数に占める小規模・零細企業の割合は高く、今後もそうした小規模・零細企業の倒産の増加が懸念されます。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

中小企業の資金繰り円滑化のため、中小企業の資金ニーズに即した迅速かつ適切な保証に努めるとともに、創業者や小規模事業者への支援強化に取り組みました。

また、保証承諾、保証債務残高が漸減するなか、金融機関等との連携強化により積極的な保証推進に取り組み、新規先等の獲得による保証利用層の拡充を図りました。

① 迅速かつ適切な資金繰り支援

保証審査にあたっては、積極的な現地調査の実施により保証先の現況や資金繰り状況等を把握し、迅速かつ適切な保証支援に努めました。(現地調査実施:474回)

セーフティネット保証や震災関連保証利用先に対する既保証分の再調達資金については、資金繰りの円滑化を図るために弾力的な支援に取り組みました。

また、返済緩和先に対しては、地公体制度融資等による借換保証を活用するとともに、条件変更に対して引き続き柔軟な対応に努めることにより、資金繰り改善支援に取り組みました。

さらに、金融機関との協調支援により企業の正常化を支援する「ランクアップ保証」の創設や経営力強化保証や経営改善サポート保証の有効活用により、事業者への適切な支援実施に努めました。

■借換保証、条件変更(返済緩和)の承諾状況

(単位:百万円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	18,900	159,905	99.6	17,691	152,507	95.4
借換保証	1,233	16,374	124.9	1,156	16,212	99.0
条件変更(返済緩和)	10,770	103,489	115.0	10,316	94,958	91.8

②保証利用の促進と保証利用層の拡充

新規・再利用者に対し、保証料率0.1%引き下げを行う「新規・カムバック保証推進キャンペーン」を6月から11月にかけて実施しました。なお、キャンペーン割引の対象となる保証承諾は132件、20億85百万円となり、取扱件数の多かった上位5店舗に対しては1月に表彰を行いました。

また、財務内容が良好な企業の利用促進を目的に、保証料率の引き下げに加え、金融機関との連携(金融機関への預託を実施)により低金利での利用を可能とした「エクセレント保証」を創設し、当該保証制度の保証承諾は35件、14億4百万円となりました。

なお、保証利用企業数は6年ぶりに減少し、前年度末比243企業減少の24,702企業となったものの、企業浸透率については37.9%となり全国平均の36.6%を上回りました。

③創業者や小規模事業者への支援の充実

創業保証については、原則として創業者との面談や現地調査を実施し、実態把握及び適切なアドバイスに努めるとともに、創業保証の周知を図るため、商工団体等が主催する創業塾等のセミナーへ職員を講師として派遣(12回)するなど、利用促進に努めた結果、当該保証の保証承諾は件数・金額ともに前年を上回りました。開業時の資金調達支援に加え、モニタリングを適宜実施することにより、開業後の事業定着に向けた支援にも積極的に取り組みました。

また、県内の支援機関及び金融機関との連携により、創業前段階から開業後の経営支援までトータルサポートを実施することを目的とし、平成25年11月に創設した「創業等連携サポート制度」については、栃木県産業振興センターが開催した創業補助金対象者向けの説明会に出席し、制度の説明を行うとともに、パンフレットの備え置きを依頼するなど周知を図りました。

小規模事業者に対する資金調達支援を一層推進するため、平成25年11月から実施している小口零細企業保証(協会制度)及び特別小口保証に係る保証料率引き下げ措置を継続し、金融機関との勉強会や県制度説明会、月報誌「保証だより」やホームページへの掲載により周知を図りました。また、保証料補助や低金利等の支援措置があり、利便性の高い地公体制度融資の活用を推進しました。

■創業保証、小口零細企業保証の保証承諾状況

(単位:百万円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
創業保証	347	1,238	86.1	511	1,748	141.2
創業等連携サポート制度	19	117	—	40	150	128.8
小口零細企業保証	2,034	4,839	101.8	2,230	5,500	113.7
協会制度	204	475	118.8	228	588	123.9
県制度	818	1,919	84.8	821	2,049	106.8
市町村制度	1,012	2,445	117.0	1,181	2,863	117.1

④ 中小企業のニーズに応じた制度の推進

経営者保証ガイドライン対応保証については、リーフレットを作成し関係機関に配布するとともに、金融機関との勉強会等を通じ周知に努めました。

経営力強化保証、経営改善サポート保証については、パンフレット「経営改善・事業再生を支援します!」の関係機関への配布や金融機関との勉強会等を通じ周知に努めるとともに、経営改善、事業再生に取り組む中小企業者に対して両保証制度を活用した資金調達、借換保証による資金繰り改善支援に積極的に取り組んだ結果、利用が大幅に増加しました。

■経営力強化保証、経営改善サポート保証の保証承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
経営力強化保証	3	25	40.3	42	1,095	4,379.5
経営改善サポート保証	—	—	—	40	1,193	—

地公体制度融資の利用を積極的に推進するとともに、制度の新設・改廃があった際には、月報誌「保証だより」やホームページ等により周知を図りましたが、セーフティネット保証5号や震災関連保証の利用減少に伴い、地公体制度融資の利用は減少しました。

■県制度、市町村制度の保証承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
県制度	3,629	26,279	70.0	3,122	19,494	74.2
市町村制度	8,255	39,262	98.6	7,706	36,572	93.1

資金調達の多様化を支援するため、流動資産担保融資保証や中小企業特定社債保証の利用を積極的に推進するとともに、金融機関との勉強会等において両保証制度について周知に努めました。流動資産担保融資保証の保証承諾は前年と同水準の結果となりましたが、中小企業特定社債保証は前年に引き続き減少となりました。

セーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証については、制度の趣旨に沿った弾力的な保証支援を行うことにより資金繰りの円滑化を図りましたが、セーフティネット保証については、緊急時から平時への運用の移行に伴い5号に係る指定業種が大幅に縮小され、東日本大震災復興緊急保証については震災の影響が落ち着いてきたことから、両保証制度ともに前年を大きく下回る結果となりました。

■各種保証制度の保証承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
流動資産担保融資保証	17	426	57.0	20	414	97.1
中小企業特定社債保証	51	2,296	67.4	37	1,648	71.8
東日本大震災復興緊急保証	938	11,501	45.6	398	5,357	46.6
セーフティネット保証	936	11,476	74.1	204	2,909	25.4

また、「平成26年2月大雪に係るセーフティネット保証4号」の認定期間が7月に終了しましたが、その代替措置として、大雪により直接被害を受けた事業者の事業再建支援を目的とした当協会独自の「大雪被害復旧設備資金保証料率割引制度」を創設しました。なお、当該制度を利用した保証承諾は2件、23百万円となりました。

⑤審査能力の向上

中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証や大口設備に係る保証申込先を中心に現地調査や経営者との面談を積極的に実施することにより、経営の実態把握や与信判断能力の向上を図るとともに、全国信用保証協会連合会による各種研修の受講やOJTを通して、審査担当者の目利き能力向上を図りました。

また、外部専門家派遣に際しての専門家との協働や経営サポート会議等を通じ、経営支援に係るノウハウの習得に努めました。

加えて、保証審査部門による合同会議を開催し、審査情報の共有化や統一化を図るとともに、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫や栃木県等の関係機関への照会事項について協会内グループウェアに掲載し、共有化を図りました。さらには、借換保証や返済緩和・猶予に係る条件変更に関する実務指針を改定し、対応方針についてより一層の明確化を図りました。

⑥関係機関と連携した保証推進

栃木県とは、制度融資の見直しに関する意見交換を目的とした勉強会(8月)や随時情報交換を実施するとともに、県制度説明会(4月)に参加し、当協会の取り組み等についての周知を図りました。

市町とは、市町村特別保証制度連絡会議(7月)や市町村商工担当者との事務打合せ会議(11月)等において、中小企業者に対する資金繰り支援や経営支援の取り組み等について情報交換を行うとともに、保証業務に関する説明会を実施しました。また、各市町の融資振興会の会議等に参加し、連携強化に努めました。

金融機関とは、情報交換、勉強会を積極的に開催し、保証制度や各種取り組み等について周知を図るとともに、保証推進に向けた連携強化に努めました。加えて、金融機関の担当者を対象とした保証業務講座(2月)を開催し、保証審査から代位弁済までの実務についての説明や具体的な事例を基に意見交換等を行いました。また、その他関係機関とは、会議開催や情報交換を通じた意見交換や情報共有により連携強化を図り、保証利用の促進、新規顧客の獲得に努めました。

▶ 関東信越税理士会栃木県支部連合会との協議会の開催(9月)

▶ 商工団体担当者との事務打合せ会議(12月)

金融機関との連携強化に加え、セーフティネット保証や震災関連保証等の責任共有制度の対象外保証の利用が落ち着いてきた結果、責任共有制度の定着が一層進みました。

■責任共有制度対象・対象外別の保証承諾状況 (単位:百万円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
責任共有制度対象	14,690	131,011	81.9	14,414	136,185	89.3
責任共有制度対象外	4,210	28,894	18.1	3,277	16,322	10.7

(2) 期中管理部門

保証利用企業に対しては企業のライフステージに応じた経営支援を強化し、とりわけ返済緩和先に対しては、借換保証や各種経営支援策の活用等により返済の正常化に向けた支援に取り組みました。

また、経営支援や延滞・事故先への継続的支援を通して、代位弁済の抑制に努めました。

①企業状態に応じた経営支援

保証利用先については、必要に応じて金融機関や企業への訪問により経営実態を把握するとともに、「外部専門家等活用支援事業」の活用など、個々の実情に応じた経営支援に取り組

ました。

返済緩和先については、外部専門家の派遣による経営課題の解決や経営改善計画策定の支援、経営サポート会議での調整等、企業状態に応じたきめ細やかな経営支援を実施し、経営力強化保証や経営改善サポート保証等を活用した返済正常化の支援に努めました。

創業保証利用先については、1期目から決算書の徴求を行い現況把握に努め、創業計画との乖離が大きい先や資金繰りの厳しい先を中心にモニタリングを実施し、業績改善に向けた指導・助言を行いました。加えて、「外部専門家等活用支援事業」の利用先についても、経営課題の解決状況や経営改善計画の進捗状況等の確認を行い、フォローアップに努めました。

保証債務残高2億円以上の大口保証先については、決算書を徴求し継続的に経営実態を把握するとともに、必要に応じて現地訪問や金融機関へのヒアリングを実施しました。

▶ 大口保証先の決算書徴求：206企業

②重点支援先の支援強化

保証債務残高1億円以上で返済緩和を行っている先等を重点支援先として選定し、現地調査・面談、金融機関との情報交換・連携により、経営状態や資金繰り状況を把握したうえで取組方針を明確化し、とりわけ経営改善が遅れている先に対しては「外部専門家等活用支援事業」等を活用した経営改善計画策定支援、金融調整が必要な先に対しては経営サポート会議を活用した金融調整を実施するなど、適時適切な経営支援を実施しました。

また、経営改善が進み業績や収益改善が見られた先に対しては、経営力強化保証や経営改善サポート保証等を活用した借換保証により、返済正常化を促進しました。

▶ 重点支援先(平成26年度末時点)：90企業、保証債務残高116億44百万円

③支援機関と連携した経営・再生支援

事務局として「とちぎ中小企業支援ネットワーク」の効果的な運営に努め、ネットワーク会議(8月、2月)を開催し、情報の共有等による経営支援スキルの向上を図り、当協会のホームページに設けたネットワークの専用ページにより、「とちぎ中小企業支援ネットワーク」の取り組みについて情報を発信しました。

個別中小企業者に対しては、金融機関との連携により経営サポート会議を積極的に開催し、経営支援の方向性について意見交換、調整等を行うとともに、国の事業等を利用し策定する経営改善計画の調整・検討の場としても活用を図りました。

「外部専門家等活用支援事業」に係る業務委託契約を締結している中小企業診断士会に対し、事業について再度周知を図るとともに、経営力強化保証や経営改善サポート保証等により返済の正常化を目指す返済緩和先に対しては、本事業を活用した経営改善計画策定支援に積極的に取り組みました。

自ら経営改善計画を策定することが難しい中小企業者に対しては、「外部専門家等活用支援事業」や経営サポート会議等を通じて、国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用推進を図りました。

中小企業再生支援協議会や金融機関等の認定支援機関との連携を密にし、支援目線を共有することで経営・再生支援の実効性向上に努めました。

金融機関や中小企業再生支援協議会との連携により、求償権消滅保証やDDS(資本的劣後化)を実施し、抜本的な事業再生支援に取り組みました。

▶ 経営サポート会議の開催：88企業、111回(条件変更対応：61企業、新規保証対応：26企業、条件変更及び新規保証対応：3企業)

▶ 「外部専門家等活用支援事業」の実績：65企業、197回(うち経営改善計画策定完了：23企業)

▶ 中小企業再生支援協議会との情報交換会の開催(9月)

- ▶ 中小企業再生支援協議会主催の債権者会議等への出席：150回
- ▶ 求償権消滅保証：3企業、3億22百万円
 - ・非再生審査会型(中小企業再生支援協議会関与)：2企業、2億87百万円
 - ・再生審査会型：1企業、35百万円
- ▶ DDS(資本的劣後化)：2企業、1億93百万円

④ 企業に身近な支援活動の充実

国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用先を対象に、策定費用の一部について補助を行う「経営改善計画策定費用補助事業」を4月から開始し、経営改善意欲のある中小企業者の経営改善計画策定を促進しました。

足利銀行や県内信用金庫・信用組合との「ものづくり企業展示・商談会2014」(11月)や栃木銀行、栃木県、一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会との「産地と技の饗宴 栃木フェア ～本物の出会い～」(1月)の共催をはじめ、日本政策金融公庫主催の「アグリフードEXPO東京2014」(8月)、東京信用保証協会主催の「江戸・TOKYO技とテクノの融合展2014」(10月)に県内企業の出展を支援するとともに、各種ビジネスフェアへの後援等を通じて、中小企業の販路開拓支援に取り組みました。

中小企業者の経営課題解決のために、常設の各種相談窓口に加え、中小企業診断士による経営相談会を四半期に1回、職員による経営相談会を毎月開催しました。また、栃木県が実施する「金融円滑化特別相談窓口」へ職員を派遣し、きめ細やかな相談対応に努めました。

- ▶ 「経営改善計画策定費用補助事業」の実績：利用申請19企業、支払完了2企業
- ▶ 経営相談会の実績：中小企業診断士対応(2企業)、職員対応(9企業)

⑤ 延滞・事故管理の早期着手

延滞管理の早期着手のため、延滞管理専門の担当者により、延滞1回目から金融機関への照会を行い、正常化へ向けた調整を図るとともに、その照会・督促状況をまとめた「早期延滞管理表」を作成し、進捗管理を徹底することで初動管理強化に努めました。また、事故報告先については、金融機関との連携を図りながら早期実態把握に努め、延滞解消等の調整が可能な企業に対しては入金督促や条件変更による延滞解消を促進し、代位弁済の抑制を図りました。

調整が困難な先に対しては迅速に代位弁済を実行することで、代位弁済利息の抑制と回収の早期着手に繋げました。また、「代位弁済事務マニュアル」を制定し、事務手続・事務フローの見直しを実施することで代位弁済事務の一層の効率化を図るとともに、早期事故案件、保証時における留意事項及び免責事例等について、保証部門にフィードバックし注意喚起を図りました。

(3) 回収部門

回収業務については、平成25年度に判明した囑託職員による不正事件を踏まえ、リスク管理体制の見直しや再発防止に向けた改善策の実施を徹底するとともに、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加や関係人の破産等の法的整理手続きの増加など、依然として厳しい回収環境にあるなか、回収の最大化・効率化に取り組みました。

また、再生見込みのある求償権先に対しては、関係機関と連携を図りながら事業再生支援に取り組みました。

① リスク管理体制の見直し

不正事件を踏まえ、求償権管理事務を適正かつ効率的に処理するため、協会内部に求償権管理関係規程検討チームを組成し、求償権管理事務処理要領及び求償権管理回収事務の手引について全面改訂を実施しました。また、「不正事件に対する不正防止策」として次のとおり実施しました。

- ・保証協会債権回収(株)栃木営業所(以下「営業所」という。)の業務に対する協会の関与を深め

るため、営業所から四半期ごとに「業務実績報告」を徴収し、これに基づき検査室・常勤監事による検査及び監査を実施するとともに、管理職経験のある中堅職員の出向により管理体制を強化しました。

- ・業務執行に対するチェック体制を強化するため、破産等の情報登録や振込用紙の作成・出力及び債権額通知データに関する管理職員の管理監督を強化するとともに、回収金の管理に関する検査室・常勤監事の検査及び監査を強化しました。
- ・債務者等への訪問時における不正を防止するため、債権額通知のお知らせを年2回発送するとともに、職員が単独で休日等には回収を行わないことや正規の領収証様式などを掲載したリーフレットを配布し、回収方法の周知を図りました。

②回収の最大化

代位弁済前から債務者等の状況を把握し、代位弁済後は速やかに債務者及び保証人との面談により実態を把握することで、資産状況や収入状況に見合った回収方針を決定しました。また、個別案件ごとに管理職による担当者へのヒアリングを実施することで、進行管理を徹底しました。

定期回収については、月賦管理簿を活用した入金管理の徹底、延滞等の督促を強化するなど底上げに努めた結果、前年を上回りました。

回収の最大化、再生機会の提供の観点から、一部弁済による保証債務免除及び経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理を適正に実施しました。

③回収業務の効率化

コンビニエンスストアからの振込や自動振替等の利用促進を図り、入金方法の選択の幅を広げることで定期回収の底上げを図りました。

また、回収見込みのない求償権について、管理事務停止(62億24百万円)及び求償権整理(104億77百万円)を適正に実施しました。

④再生支援の取り組み

事業を継続し再生見込みのある求償権先については、金融機関や中小企業再生支援協議会との連携により、求償権消滅保証やDDS(資本的劣後化)を実施し、抜本的な事業再生支援に取り組みました。

東日本大震災により影響を受けた求償権先に対しては、特定調停を利用した再生スキームに着手しました。

(4) その他間接部門

①コンプライアンス及びリスク管理の徹底

不正事件の再発防止策を踏まえ策定した平成26年度コンプライアンスプログラムに基づき、個人データ取扱状況の点検・監査、コンプライアンス・個人情報保護法内部研修や管理職による職員ヒアリング、外部講師による研修会等を計画的に実施することにより、コンプライアンスのさらなる浸透と意識の向上を図るとともに、コンプライアンス実現に不可欠となる良好な職場コミュニケーションの形成に努めました。

- ▶ コンプライアンス委員会の開催(10月、12月、3月)
- ▶ 個人データ取扱状況の点検(8月、1月)、監査(10月、2月)
- ▶ コンプライアンス内部研修の実施(6月、10月、3月)
- ▶ 管理職による一般職員へのヒアリングの実施(10月、12月)
- ▶ 個人情報内部研修の実施(10月、3月)
- ▶ 外部講師による研修会の開催(全職員対象:11月、2月、管理職対象:7月)

システムリスクについては、「ネットワークシステム管理運用規程」に則り、操作監視用ソフト

の導入によるセキュリティの向上を図り、情報漏洩防止対応ソフトのバージョンアップを行うとともに、サーバの記憶容量拡大や外部媒体バックアップ装置導入等の障害・不具合等の防止に向けた対応により管理強化を図りました。

反社会的勢力等を含めた不正利用の防止については、各部署からの情報や新聞掲載された事件等の情報を蓄積しデータベース化することで、情報の共有化を図りました。

② 運営規律の強化

平成25年度経営計画に対する実施状況について自己評価を行い、外部評価委員会で業務実績等についての評価を受けました。また、評価内容については月報、ホームページ等で公表しました。

平成26年度経営計画を策定し、その内容を月報、ホームページ等で公表して経営の透明性を高めました。また、毎月実施する部課長会議で、事業計画の達成状況等について確認するなどにより進行管理の徹底を図りました。

月次統計や年度の業務実績については、月報やホームページ及びマスコミへの公表を通じて、適時適切な公表を行いました。

また、ディスクロージャー誌「あらまし2014」により、平成25年度の業務実績やコンプライアンスへの取り組み等を公表しました。

③ 経営基盤の充実

さらなる業務の改善・効率化を図るため、協会内グループウェアを更改するとともに、既存データの移行作業など、人事管理システムの27年度稼働に向けた準備作業を進めました。

永久保存文書のマイクロフィルム化や外部倉庫を活用した書類管理については、他協会の状況把握や課題等の整理にあたるなど、27年度実施に向けて検討を進めました。

市場金利が低迷するなか、安全性及び流動性を考慮したうえで、効率的な資金運用に努めました。また、全職員を対象とした決算説明会を開催し、職員のコスト意識の醸成を図るとともに、毎月予算の執行状況について確認を行い、経費削減に努めました。

CRD保証料率区分別保証債務残高状況について、四半期ごとに部課長会議にて情報共有を図り、信用リスクの適切な管理に努めました。

④ 災害危機管理の強化

安否確認システムの安定運用により事業継続計画（BCP）の運用強化を図ることで、地震等の災害等不測の事態に備えました。また、災害時等のデータ毀損のリスクを低減するため、バッチ処理による帳票データについてシステムセンター内サーバへの保存を開始しました。

⑤ 人材育成

職員の一層のレベルアップを図るため、平成26年度研修計画に基づき全国信用保証協会連合会主催の研修をはじめとする各種研修に延べ58名の職員を派遣するとともに、19名の職員が通信教育講座を受講しました。また、中小企業診断士の資格取得に向け、上期・下期に各1名を中小企業大学校に派遣し、2名とも資格を取得したことにより、26年度末における中小企業診断士の有資格者は21名となりました。

日本政策金融公庫との意見交換会を通じ、信用補完制度を取り巻く環境や信用保険に対する知識取得に努めました。

⑥ 広報活動の充実

月報誌「保証だより」やディスクロージャー誌「あらまし2014」、各種パンフレットの発行により、当協会の業務内容や保証制度等に係る周知に努めるとともに、ホームページの有効活用により、当協会の新着情報だけでなく関係機関の情報についても適時掲載するなど、情報発信に努めました。また、新設制度等について県政記者クラブへのプレスリリースにより周知を図るとともに、経営相談会の開催日等について下野新聞への広告掲載やFM栃木での告知を行い

ました。

保証制度や当協会が実施する経営支援策等について、市町や商工団体の協力のもと、各機関の広報誌へ掲載するなど周知に努めました。

信用保証実務や信用保証制度の適切な運用を図るため、金融機関や関係機関の担当者向けの手引書「ハンディマニュアル」及び「信用保証委託申込書記入の手引」の改訂版を作成し、金融機関をはじめとする関係機関に配布を行い周知に努めました。

保証利用企業を対象に、当協会が実施する経営支援策に対する認知度や利用ニーズの把握を目的としたアンケート調査を実施しました。

⑦その他の取組事項

協会業務の改善・効率化のため、他協会への業務視察を実施しました。

職員の健康を保持・増進するため、産業医による健康セミナーを開催しました。

3. 事業計画について

保証承諾については、中小企業の資金需要が本格的な回復に至らなかったことに加え、超低金利の金融環境も相まって、17,691件(前年比93.6%)、1,525億7百万円(同95.4%)となり、件数・金額ともに前年を下回りました。計画(金額ベース)に対しては89.7%でした。

保証債務残高は、保証承諾の減少に加え、償還額の増加等により、67,019件(前年比97.8%)、4,252億17百万円(同94.1%)となり、前年度末から1,465件、265億3百万円の減少となりました。計画(金額ベース)に対しては93.5%でした。

代位弁済は、各種経営支援の実施や返済緩和等の条件変更への柔軟な対応を行ったものの、原材料価格や人件費の上昇、消費税増税後の消費停滞等の影響により、1,097件(前年比110.6%)、83億50百万円(同116.4%)となり、件数・金額ともに前年を上回り、計画(金額ベース)に対しては119.3%でした。

回収は、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加等により回収環境が厳しくなるなか、早期回収の着手、進行管理の徹底等により回収の最大化に努めた結果、150件(前年比100.7%)、18億67百万円(同115.9%)と前年を上回りました。計画(金額ベース)に対しては116.7%でした。

平成26年度の主要業務数値は、次のとおりです。

(単位:百万円、%)

	件数	金額	計画値	計画達成率
保証承諾	17,691(93.6)	152,507(95.4)	170,000	89.7
保証債務残高	67,019(97.8)	425,217(94.1)	455,000	93.5
代位弁済	1,097(110.6)	8,350(116.4)	7,000	119.3
回収	150(100.7)	1,867(115.9)	1,600	116.7

4. 収支計画について

年度経営計画に基づく保証業務の適正な執行と経営効率化の徹底により、収支差額は18億21百万円を計上しました。この収支差額については、全国と比較し保証債務残高に対する基本財産の割合が低位であることから、基本財産に12億75百万円、収支差額変動準備金に5億46百万円を繰り入れました。

平成26年度の決算概要(収支計算書)は、次のとおりです。

(単位:百万円)

	金 額
経 常 収 入	5,026
経 常 支 出	3,142
経 常 収 支 差 額	1,884
経 常 外 収 入	10,226
経 常 外 支 出	10,501
経 常 外 収 支 差 額	▲275
制度改革促進基金取崩額	212
収支差額変動準備金取崩額	—
当 期 収 支 差 額	1,821

5. 財務計画について

基本財産のうち、基金は期中での変動はなく期末で48億68百万円でありました。

基金準備金は収支差額のうち12億75百万円を繰り入れた結果、期末では225億72百万円となりました。その結果、基本財産総額は274億40百万円となりました。

■外部評価委員会の意見等

- 「エクセレント保証」、「ランクアップ保証」及び「大雪被害復旧設備資金保証料率割引制度」の創設や「新規・カムバック保証推進キャンペーン」の実施など、企業実態に応じた機動的かつきめ細やかな資金繰り支援に取り組んでいることは評価できます。今後も協会収支を考慮しながら、保証協会の保証を必要とする資金繰りの厳しい先に対しても適切かつ柔軟な対応に努めるとともに、保証料率引き下げによる負担軽減策を講じることを望みます。また、「創業等連携サポート制度」を活用するなど創業支援に積極的に取り組んでいます。金融機関との連携により、国や県の地方創生に関する施策を金融面から後押しする役割についても期待します。
- 高止まりしている返済緩和先への期中支援が重要課題となっていますが、経営サポート会議の積極的な開催や「外部専門家等活用支援事業」による中小企業診断士の派遣、「経営改善計画策定費用補助事業」の取扱開始など、経営改善支援に係る取り組みについて強化が図られており、また、「DDS」や「求償権消滅保証」を実施し、抜本的な事業再生支援にも取り組んでいることは評価できます。業績が厳しくても救える企業に対して、引き続き金融機関や関係機関と緊密な関係を構築し、経営改善支援に取り組むことを期待します。
- 内部規程、要領・手引き等の改訂や人事体制の変更を行うなど不正事件の再発防止策が実施され、内部管理体制の強化が図られています。今後も、研修等の継続的な実施によりコンプライアンス意識の向上を図るとともに、職場の雰囲気やコミュニケーションといった面にも十分注意を払い、二度と繰り返さないよう運営の強化に努めることを期待します。
- 収支面では、業務費等コスト削減が図られ安定した収支差額を計上しており、業績的には順調に推移しています。また、収支差額変動準備金等も積み上げられており、将来に対する備えはできているものと考えられます。今後は、保証債務残高の減少が予想されることから、さらなる効率的な業務体制の構築に努めることを期待します。

決算

貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	255	基 本 財 産	27,440,247
預 け 金	18,585,983	基 金	4,867,756
普通預金	877,951	基金準備金	22,572,491
定期預金	17,700,000	制度改革促進基金	82,580
郵便貯金	8,032	収支差額変動準備金	12,390,932
金 銭 信 託	0	責 任 準 備 金	2,610,359
有 価 証 券	29,074,266	求償権償却準備金	621,487
国 債	0	退職給与引当金	474,380
地 方 債	17,477,298	損 失 補 償 金	0
社 債	11,592,968	保 証 債 務	425,217,242
株 式	4,000	求 償 権 補 填 金	0
その他有価証券	1,154	借 入 金	0
動 産 ・ 不 動 産	230,379	長期借入金	0
事業用不動産	190,308	短期借入金	0
事業用動産	40,071	収支差額変動準備金造成資金	0
損失補償金見返	0	雑 勘 定	8,069,489
保証債務見返	425,217,242	仮 受 金	100,891
求 償 権	2,598,907	保険納付金	80,695
譲 受 債 権	0	損失補償納付金	5,709
雑 勘 定	1,198,530	未経過保証料	7,870,108
仮 払 金	7,629	未払保険料	3,270
厚生基金	169,905	未 払 費 用	8,816
連合会勘定	780		
未 収 利 息	53,954		
未経過保険料	966,262		
そ の 他	0		
合 計	476,906,716	合 計	476,906,716

地方債・社債等、安全性の高い有価証券を保有し、資金運用を行っています。

金融機関へ代位弁済し、取得した債権が求償権です。ここから、年度末に求償権を償却処理した残額が計上されています。

日本政策金融公庫に支払った信用保険料のうち、翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。一般企業の資本金に相当します。

国の施策推進のため、国から拠出された基金です。

収支差額に欠損が生じた場合等に備える為の準備金です。

受入保証料のうち翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

決算概要

当協会の概要

事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

収支計算書（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
経 常 収 入	5,025,718
保 証 料	4,103,802
預 け 金 利 息	67,782
有 価 証 券 利 息 配 当 金	374,003
延 滞 保 証 料	8,635
損 害 金	13,932
事 務 補 助 金	114,329
責 任 共 有 負 担 金	316,374
雑 収 入	26,861
経 常 支 出	3,141,971
業 務 費	1,060,358
信 用 保 険 料	2,081,608
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	6
経 常 収 支 差 額	1,883,747
経 常 外 収 入	10,226,270
償 却 求 償 権 回 収 金	138,008
責 任 準 備 金 戻 入	2,753,936
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	558,819
求 償 権 補 填 金 戻 入	6,682,090
保 険 金	6,086,517
損 失 補 償 補 填 金	595,573
そ の 他 収 入	93,418
経 常 外 支 出	10,501,227
求 償 権 償 却	7,237,120
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	9,014
退 職 金	22,040
責 任 準 備 金 繰 入	2,610,359
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	621,487
そ の 他 支 出	1,207
経 常 外 収 支 差 額	△274,957
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	211,943
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,820,733
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	546,219
基 本 財 産 繰 入 額	1,274,514

お客様などからいただいた信用保証料のうち、当年度に係る部分を計上したものです。翌事業年度以降に係る部分は、未経過保証料に計上しています。

責任共有制度により金融機関から受領した負担金です。

受領した責任共有負担金から、日本政策金融公庫へ支払った納付金です。

年度末求償権のうち、回収不能となり償却処理した求償権や当年度に受領した保険金相当額等を計上しています。

資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

地方公共団体の制度や金融機関との提携制度を運営する上での信用保証料や経費の補助金を計上しています。

日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金から、回収分を納付した後の金額を計上しています。

将来の不測の事態に備えて、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。一般企業の貸倒引当金に相当します。

財産目録（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	255	責 任 準 備 金	2,610,359
預 け 金	18,585,983	求 償 権 償 却 準 備 金	621,487
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	474,380
有 価 証 券	29,074,266	損 失 補 償 金	0
その他有価証券	1,154	保 証 債 務	425,217,242
動 産 ・ 不 動 産	230,379	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 見 返	0	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	425,217,242	雑 勘 定	8,069,489
求 償 権	2,598,907		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,198,530		
合 計	476,906,716	合 計	436,992,957
		正 味 財 産	39,913,759

業務数値

1. 主要業務数値

■主要業務数値の推移

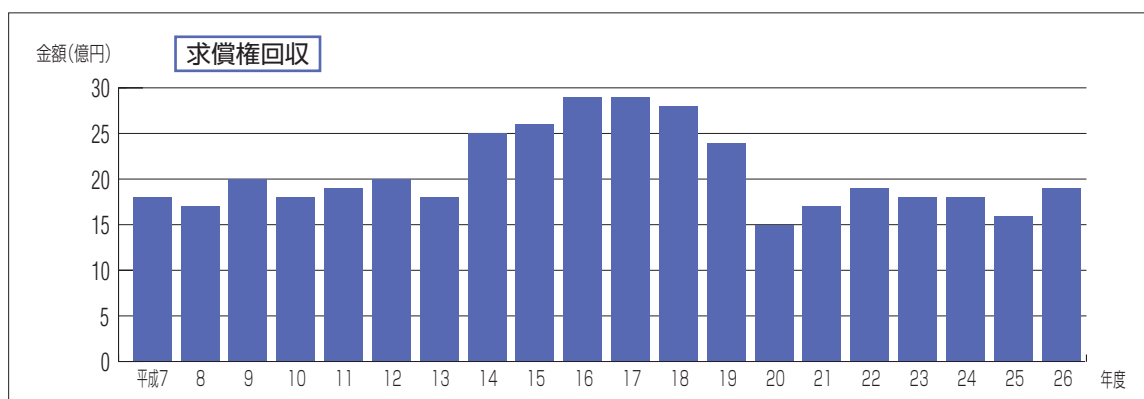
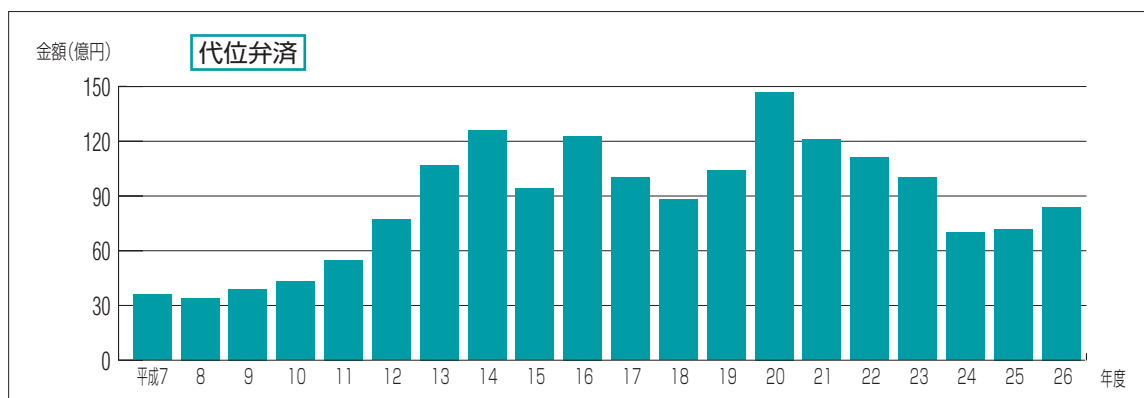
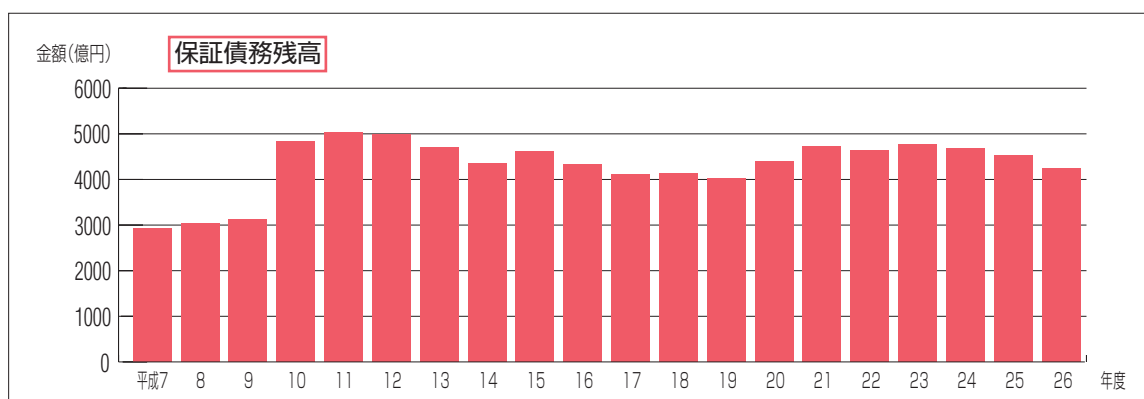
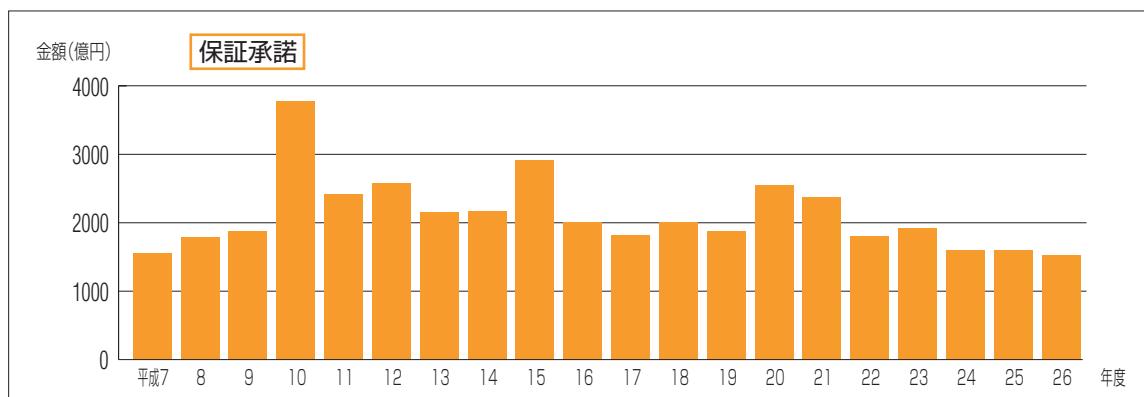
(単位:百万円)

	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	求償権回収
平成7年度	155,574	293,709	3,666	1,838
8	178,842	303,879	3,400	1,721
9	187,728	311,990	3,900	2,094
10	378,406	482,579	4,375	1,863
11	241,447	503,422	5,592	1,909
12	257,704	498,371	7,752	2,085
13	216,188	470,784	10,751	1,837
14	216,624	434,649	12,678	2,509
15	291,581	461,553	9,412	2,670
16	200,526	433,203	12,376	2,993
17	181,436	411,097	10,080	2,987
18	201,369	413,505	8,899	2,870
19	188,095	402,467	10,499	2,471
20	254,628	440,223	14,746	1,579
21	238,172	472,747	12,138	1,736
22	180,339	464,669	11,107	1,932
23	192,044	476,745	10,044	1,823
24	160,563	467,766	6,978	1,794
25	159,905	451,720	7,171	1,611
26	152,507	425,217	8,350	1,867

■本支所別

(単位:百万円、%)

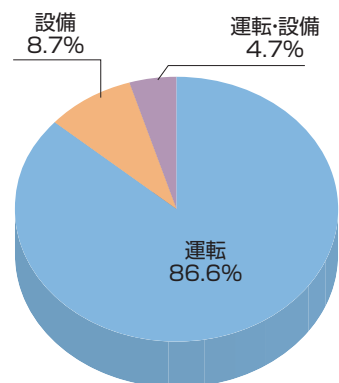
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比
本 所	15,381	128,992	84.6	92.7	57,619	360,160	84.7	94.3	938	6,875	82.3	122.2
足利支所	2,310	23,515	15.4	113.3	9,400	65,058	15.3	92.9	159	1,475	17.7	95.5
合 計	17,691	152,507	100.0	95.4	67,019	425,217	100.0	94.1	1,097	8,350	100.0	116.4



2. 資金使途別

(単位:百万円、%)

	件 数	金 額	構成比	前年比
運 転	15,341	132,105	86.6	94.0
設 備	1,512	13,214	8.7	101.7
運転・設備	838	7,189	4.7	111.4
合 計	17,691	152,507	100.0	95.4



3. 制度別 (主な制度)

(単位:百万円、%)

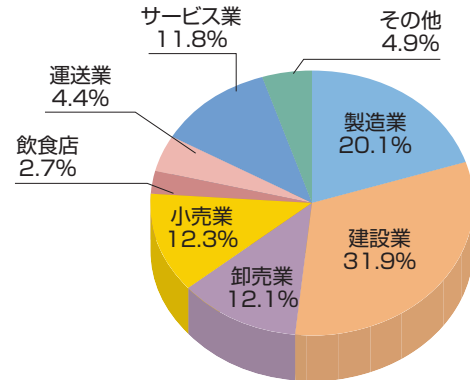
	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
一 般 保 証	4,773	66,756	108.1	8,784	101,867	116.1	124	1,088	112.3
制 度 保 証	12,918	85,751	87.4	58,235	323,351	88.8	973	7,262	117.1
事業者カードローン根保証	580	2,625	103.6	1,138	4,674	97.3	11	43	72.5
当座貸越根保証	207	4,007	118.5	366	6,611	124.9	3	24	97.2
小口零細企業保証	228	588	123.9	545	921	106.3	13	21	142.9
経営力強化保証	42	1,095	4,379.5	46	1,106	1,528.3	-	-	-
中小企業特定社債保証	37	1,648	71.8	171	7,322	107.4	-	-	-
流動資産担保融資保証	20	414	97.1	14	370	65.4	-	-	-
災害関係保証	-	-	-	134	1,037	75.1	5	63	-
セーフティネット保証	204	2,909	25.4	17,526	119,589	74.0	503	4,160	97.4
5号認定	200	2,855	24.9	13,042	84,033	74.0	277	2,289	107.2
6号認定	-	-	-	4,363	34,855	73.8	223	1,851	88.0
創業関係保証	481	1,629	138.5	1,427	3,393	113.7	51	132	102.5
東日本大震災復興緊急保証	398	5,357	46.6	6,270	54,588	85.5	112	1,395	255.8
県 制 度	3,122	19,494	74.2	19,446	116,557	84.2	434	3,182	125.5
市 町 村 制 度	7,706	36,572	93.1	27,463	84,759	97.1	208	825	164.6
金融機関提携保証	473	11,646	82.0	2,151	35,072	84.5	61	786	81.3
商工いきいき特別保証	107	365	63.8	1,561	3,022	82.2	55	114	66.2
合 計	17,691	152,507	95.4	67,019	425,217	94.1	1,097	8,350	116.4

4. 業種別

■保証承諾

(単位:百万円、%)

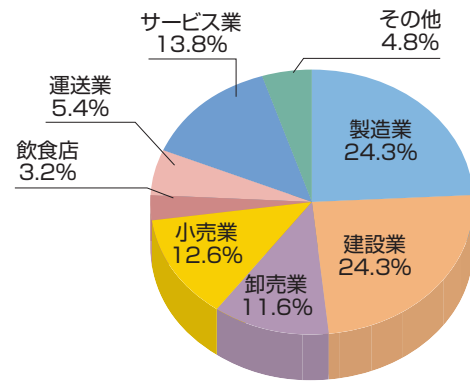
	件 数	金 額	構成比	前年比
製 造 業	2,994	30,595	20.1	101.7
建 設 業	5,833	48,578	31.9	97.0
卸 売 業	1,720	18,446	12.1	91.6
小 売 業	2,477	18,705	12.3	93.9
飲 食 店	870	4,098	2.7	94.7
運 送 業	623	6,721	4.4	86.4
サービス業	2,420	17,941	11.8	91.4
そ の 他	754	7,423	4.9	93.0
合 計	17,691	152,507	100.0	95.4



■保証債務残高

(単位:百万円、%)

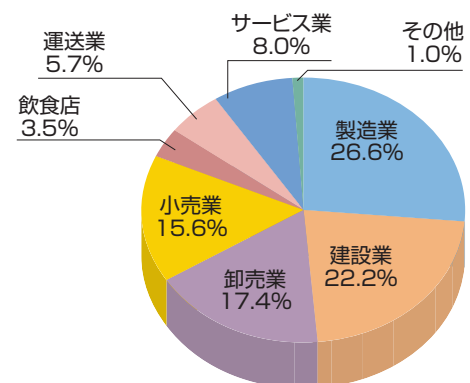
	件 数	金 額	構成比	前年比
製 造 業	13,771	103,258	24.3	92.1
建 設 業	17,371	103,165	24.3	95.1
卸 売 業	6,226	49,480	11.6	91.5
小 売 業	9,684	53,646	12.6	95.2
飲 食 店	3,973	13,649	3.2	97.4
運 送 業	2,939	22,856	5.4	94.9
サービス業	10,008	58,747	13.8	94.9
そ の 他	3,047	20,416	4.8	98.5
合 計	67,019	425,217	100.0	94.1



■代位弁済

(単位:百万円、%)

	件 数	金 額	構成比	前年比
製 造 業	214	2,225	26.6	138.9
建 設 業	262	1,853	22.2	102.7
卸 売 業	160	1,454	17.4	136.3
小 売 業	203	1,301	15.6	94.0
飲 食 店	71	290	3.5	262.5
運 送 業	50	480	5.7	260.6
サービス業	117	664	8.0	71.5
そ の 他	20	82	1.0	90.6
合 計	1,097	8,350	100.0	116.4

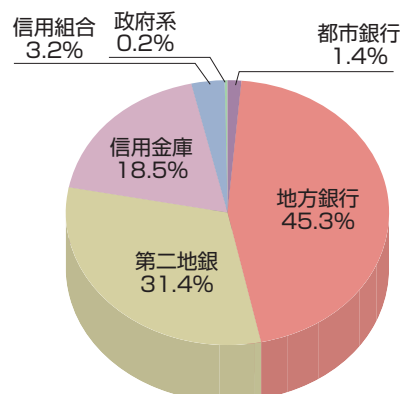


5. 金融機関群別

■保証承諾

(単位:百万円、%)

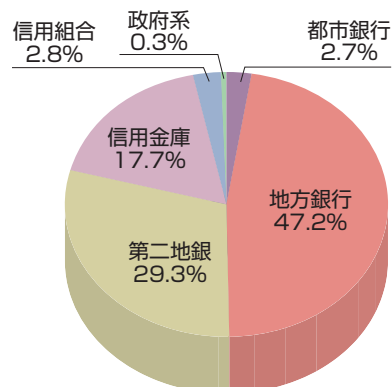
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	91	2,189	1.4	60.3
地方銀行	5,948	69,125	45.3	100.5
第二地銀	6,705	47,856	31.4	87.8
信用金庫	4,099	28,144	18.5	98.6
信用組合	832	4,943	3.2	119.0
政府系	16	250	0.2	108.3
その他	0	0	0.0	—
合計	17,691	152,507	100.0	95.4



■保証債務残高

(単位:百万円、%)

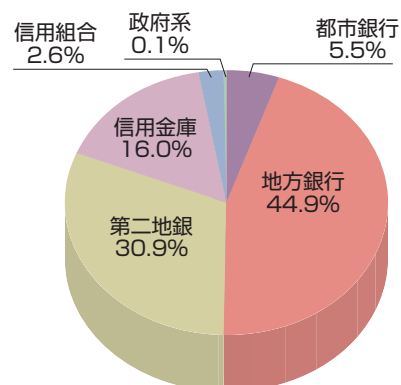
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	760	11,481	2.7	81.3
地方銀行	25,270	200,655	47.2	95.6
第二地銀	23,382	124,678	29.3	92.2
信用金庫	14,583	75,200	17.7	94.8
信用組合	2,892	11,912	2.8	102.0
政府系	132	1,291	0.3	94.0
その他	0	0	0.0	—
合計	67,019	425,217	100.0	94.1



■代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	32	458	5.5	410.1
地方銀行	459	3,745	44.9	122.5
第二地銀	338	2,583	30.9	122.8
信用金庫	221	1,339	16.0	88.5
信用組合	44	214	2.6	59.4
政府系	3	10	0.1	42.7
その他	0	0	0.0	—
合計	1,097	8,350	100.0	116.4



6. 市町別

(単位:百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比
宇都宮市	5,137	44,916	92.7	17,940	115,074	95.7	385	2,981	172.4
足 利 市	1,102	11,014	121.8	5,162	36,055	92.4	88	1,006	74.6
栃 木 市	1,336	11,437	89.0	5,231	32,334	91.2	87	504	132.5
佐 野 市	1,161	11,806	118.2	4,071	26,953	98.7	63	434	167.2
鹿 沼 市	883	7,965	97.5	3,712	25,313	95.8	44	397	66.4
日 光 市	867	7,175	101.1	3,068	19,390	95.5	39	335	181.1
小 山 市	1,097	10,557	99.4	5,527	34,819	90.1	71	494	125.5
真 岡 市	582	3,973	85.6	2,230	12,145	91.7	36	311	564.4
大田原市	767	6,388	83.0	2,678	17,382	96.5	31	365	191.2
矢 板 市	261	1,737	72.6	1,081	6,034	93.0	15	36	33.6
那須塩原市	1,191	10,519	94.9	4,592	29,544	93.0	71	466	58.9
さくら市	379	3,262	73.4	1,276	8,231	89.6	12	47	63.5
那須烏山市	322	1,871	104.6	961	5,064	98.4	14	35	—
下 野 市	384	2,849	90.2	1,203	5,973	92.6	22	129	468.3
上三川町	165	1,326	91.6	724	4,486	91.8	4	3	7.8
益 子 町	220	1,155	117.8	883	3,527	97.7	14	67	57.2
茂 木 町	209	1,118	99.6	641	2,736	93.0	7	13	81.8
市 貝 町	99	693	98.1	404	2,314	95.3	4	12	112.6
芳 賀 町	122	894	110.9	460	2,182	93.3	15	194	349.7
壬 生 町	305	2,802	103.4	1,160	6,684	96.5	10	15	5.3
野 木 町	170	998	96.4	513	2,470	102.0	7	13	528.6
塩 谷 町	81	517	67.1	274	1,468	93.3	11	57	261.1
高根沢町	240	1,570	77.8	778	4,566	92.7	7	72	105.7
那 須 町	315	2,397	90.9	1,278	8,367	94.4	24	182	137.3
那珂川町	130	974	109.7	489	2,198	98.0	0	0	0.0
《 県 外 》	166	2,594	76.9	683	9,909	90.7	16	182	84.8
合 計	17,691	152,507	95.4	67,019	425,217	94.1	1,097	8,350	116.4

7. 保証浸透度の推移

	対象企業者数	利用企業数	保証浸透度
平 成 2 2 年 度 末	70,412	24,318	34.5%
平 成 2 3 年 度 末	70,553	24,650	34.9%
平 成 2 4 年 度 末	70,736	24,823	35.1%
平 成 2 5 年 度 末	65,262	24,945	38.2%
平 成 2 6 年 度 末	65,262	24,702	37.9%

取り組み

トピックス

	主なトピックス一覧
4月	「経営改善計画策定費用補助事業」を実施 「金融機関との事務連絡会議」を開催
5月	「中小企業診断士による経営相談会」を開催 「金融機関との事務連絡会議」を開催
6月	「新規・カムバック保証推進キャンペーン」を実施 「エクセレント保証」、「ランクアップ保証」の創設 「金融機関店舗表彰」を実施
7月	「外部評価委員会」を開催 「『食の魅力』発見プロジェクト2014」を後援 「大雪被害復旧設備資金保証料率割引制度」の創設 「市町村特別保証制度に係る連絡会議」を開催 コンプライアンスプログラムに基づく「外部講師による研修会」を実施
8月	「宇都宮ビジネスプランコンテスト」を後援 「第5回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催 県内3企業の「アグリフードEXPO東京2014」への出展支援 「中小企業診断士による経営相談会」を開催
9月	「創業塾inやいた」を後援 「関東信越税理士会栃木県支部連合会との協議会」に出席 「栃木県中小企業再生支援協議会との情報交換会」に出席 「かめま創業スクール」を共催
10月	県内3企業の「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2014」への出展支援
11月	「ものづくり企業展示・商談会2014」を共催 「市町商工担当者との事務打ち合わせ会議」を開催 「中小企業診断士による経営相談会」を開催 コンプライアンスプログラムに基づく「外部講師による研修会」を実施
12月	「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」を開催
1月	「産地と技の饗宴 栃木フェア ～本物の出会い～」を共催 「とちぎ食の展示・商談会2015」を後援 「新春経済講演会」を共催 「新規・カムバックキャンペーン」に係る店舗表彰を実施
2月	「第25回法務研修会」を実施 「第6回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催 「ハンディマニユアル」、「信用保証委託申込書記入の手引」を改訂 「第45回保証業務講座」を開催 「中小企業診断士による経営相談会」を開催

「新規・カムバック保証推進キャンペーン」の実施

当協会のご利用がない中小企業者を対象に保証料率の割引を行い、より多くのみなさまに信用保証制度をご利用いただくことを目的に、平成26年6月から11月まで「新規・カムバック保証推進キャンペーン」を実施しました。また、平成27年1月に同キャンペーンに係る店舗表彰を実施しました。

「エクセレント保証」および「ランクアップ保証」の創設

当協会と金融機関が連携・協力し、当協会の保証料率、金融機関の金利をそれぞれ引き下げることで、財務内容が良好な中小企業者に信用保証制度をご利用いただくことを目的に、「エクセレント保証」を創設しました。また、経営改善計画に基づき経営改善に取り組む中小企業者を、当協会とメインバンクが協調して支援する保証制度「ランクアップ保証」も創設しました。

「大雪被害復旧設備資金保証料率割引制度」の創設

平成26年2月の大雪による災害により直接的な被害を受けた中小企業者の設備の復旧に要する資金に係る保証の保証料率の割引きを行う、中小企業者の事業再建支援を目的とした「大雪被害復旧設備資金保証料率割引制度」を創設しました。

「小口零細企業保証制度」および「特別小口保証」の保証料率引下げ

小規模事業者に対するより踏み込んだ資金調達支援として、小規模企業者の安定的な資金調達を維持し経営の安定を図ることを目的に、「小口零細企業保証制度」および「特別小口保証」について、平成25年11月から保証料率の引き下げを実施し、平成26年度も引き下げ措置を継続しました。(平成28年3月31日保証申込分まで適用)

創業支援

平成25年11月から実施している「創業等連携サポート制度」を活用したほか、商工団体等関係機関が実施する「創業塾」等において創業関係保証の周知を図るとともに、創業相談、創業計画書の作成に関する助言等を行いました。また、創業者との面談や現地調査により実態把握に努めながら、創業関係保証等を活用することで積極的な支援に努めました。

経営・再生支援

「経営力強化保証」や「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」を積極的に活用するとともに、関係機関と中小企業者の現況や経営改善に向けた課題を共有し、経営改善計画の策定支援、金融支援、計画進捗のフォローアップ等適時適切な支援を実施しました。また、「経営改善計画策定費用補助事業」や「外部専門家等活用支援事業」、「経営サポート会議」等も積極的に活用することで、中小企業者への経営改善に資する支援強化に努めました。

関係機関との連携強化

とちぎ中小企業支援ネットワークの運営

とちぎ中小企業支援ネットワークの事務局として、会員機関相互の連携強化が図れるよう「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催しました。また、個別中小企業者の経営改善や再生が早期に図れるよう、金融機関が支援策に関する意見交換や調整を行う「経営サポート会議」を開催しました。(とちぎ中小企業支援ネットワーク会議実績:2回、経営サポート会議実績:88企業111回)

金融機関との連携

金融機関のみなさまとは、情報交換会や事務連絡会議等により連携を深めました。また、保証業務を主とした当協会の業務について理解を深めていただくために、金融機関との勉強会も実施しました。(金融機関勉強会出席実績:12回)

栃木県との連携

栃木県のみなさまとは、意見交換会や事務連絡会議等により連携を深め、県制度融資の充実に努めました。また、栃木県が実施する「金融円滑化特別相談窓口」に当協会職員を派遣し、協働で中小企業者の資金繰り相談に対応しました。

市町との連携

市町のみなさまとは、市町村特別保証制度の適正な運用と利用促進が図れるよう「市町村特別保証制度連絡会議」や「市町商工担当者との事務打ち合わせ会議」等を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。また、市町村特別保証制度を実施している市町の地域活性化に役立てていただくことを目的に、市町が開催するイベントに協賛しました。

商工団体との連携

商工団体のみなさまとは、より良い協調体制の確立を図り中小企業者への支援体制を強化することを目的に「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」等を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。また、各商工団体が実施する「創業塾」等に当協会の職員を講師として派遣し、保証制度や保証審査のポイント等についてご説明させていただきました。(派遣回数:11回)

その他外部機関との連携

栃木県中小企業再生支援協議会、栃木県産業振興センター、栃木県中小企業診断士会、関東信越税理士会栃木県支部連合会等のみなさまとは随時意見交換を行い連携を深めました。

ビジネスフェア等による企業支援

中小企業者のビジネスチャンス拡大の支援を目的に、「ものづくり企業展示・商談会2014」の共催をはじめ、「アグリフードEXPO東京2014」、「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2014」への県内企業の出展支援を実施したほか、「『食の魅力』発見プロジェクト2014」、「とちぎ食の展示・商談会2015」を後援しました。

また、栃木県の高品質な農林水産物と豊かな観光資源を首都圏で情報発信することを目的に、「産地と技の饗宴 栃木フェア」に協賛しました。



「第45回保証業務講座」の開催

信用保証業務について理解を深めていただくことを目的に、県内に本支店を有する金融機関の若手職員を主な対象とした「第45回保証業務講座」を開催しました。(受講者:75名)

講座では保証審査から代位弁済までの実務について理解を深めていただいたほか、情報交換や懇親の場を設けることで、当協会の担当者だけでなく金融機関の枠を超えた担当者の情報・意見交換も行われました。



外部評価委員会の開催

経営方針や経営実態等を明確にし適切な業務運営を確保するため、「中期事業計画」および「経営計画」を公表しています。その実施状況について、外部の有識者で構成される「外部評価委員会」による評価を受け、その内容について公表しました。



広報活動

ホームページ

当協会の概要や保証制度、企業支援に関する情報はもとより、関係機関の情報等多くの最新情報を掲載しています。

URL : <http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



ディスクロージャー誌

中小企業者、関係機関をはじめ多くの方々に当協会についての理解を深めていただくために、ディスクロージャー誌「栃木県信用保証協会のあらまし」を毎年発行しています。



広報誌

保証業務に関するトピックスやインフォメーション、業務概況、各種統計等を掲載した広報誌「保証だより」を毎月発行しています。



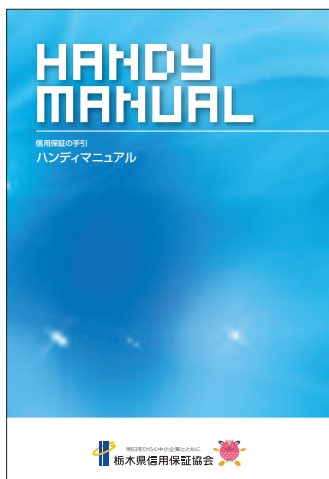
パンフレット・リーフレット

保証制度や当協会の取り組み等についての理解を深めていただくために配布しています。



手引き

保証業務等についての理解を深めていただくために配布しています。



イメージキャラクター『ギャランベリー』

当協会イメージキャラクター『ギャランベリー』は、「いちご」のフレッシュさと「カモシカ」の可愛さを併せ持つ栃木県生まれの生き物で、カモシカもびっくりの俊足で栃木県を駆け回り、頑張る企業のみなさまを応援しています。



プロフィール	
生 年 月 日	平成21年10月5日
出 身 地	栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号 栃木県産業会館
好きな食べ物	栃木県のB級グルメ
趣味・特技	栃木県の中小企業者を信用保証で応援すること
性 格	好奇心旺盛で、信用保証を知ってもらおうことが何よりの喜び

事業計画

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

■基本方針

1.業務環境

（1）栃木県の景気動向

最近の県内景気は、一部に弱さがみられるものの、基調としては持ち直しています。家計部門では、消費税引き上げに伴う需要の落ち込みが長期化した個人消費や住宅投資は、一部に弱さもみられるものの、足元では緩やかな改善傾向にあります。企業部門は、平成26年度の法人企業景気予測調査（10～12月期調査）によると、県内企業は通期で減収減益見込みと厳しい状況になっていますが、下期に入り生産活動に持ち直しが見られています。雇用情勢については、有効求人倍率が全国平均を下回る水準ではありますが、平成26年12月には1.01倍と6年ぶりに1.0倍を上回るなど、緩やかな改善傾向にあります。

今後については、世界経済の先行きや為替の動向、消費税再引き上げ等に注視する必要がありますが、企業収益の改善による雇用環境の改善、実質賃金の上昇も見込まれるうえ、地方創生に係る国や県の地域活性化施策の本格化もあり、景気の着実な回復が期待されます。

（2）中小企業を取り巻く環境

少子高齢化、人口減少等に伴う国内需要の減少、経営者の高齢化と後継者不足等、中小企業は構造的課題に直面しています。加えて、急激な円安は自動車メーカーをはじめとする輸出型の大手企業に恩恵を与えたものの、原材料などの輸入価格上昇に繋がり、内需型の中小製造業や建設業、価格転嫁が難しい小売業などでは収益悪化の要因となっています。

こうした収益悪化が中小企業の体力を消耗させており、中小企業金融円滑化法終了後も返済緩和の条件変更は高止まりの状況にあります。

今後の為替動向によっては、抜本的な経営改善を先送りしている返済緩和先や価格転嫁が難しい小規模事業者からの倒産発生が懸念されるなど、予断を許さない状況にあります。

2.業務運営方針

栃木県信用保証協会は、信用保証による中小企業金融の円滑化を通じて、多様で活力のある中小企業の成長と繁栄をサポートし、地域活性化に貢献するために、平成27年度から平成29年度までの3か年における基本方針を「金融と経営支援の一体的推進による地域活性化へのさらなる貢献と揺るぎない信頼の確立」と決めました。

そのため、厳しい経営環境にある中小企業の資金需要への迅速かつ適切な対応など積極的な保証推進に取り組み、中小企業の資金繰りに万全を期します。

また、経営力が低下している中小企業に対しては、積極的に経営改善・事業再生に取り組むなど経営支援の充実強化を図ります。とりわけ、返済緩和先への経営支援は、当協会における喫緊の課題であることに加え、持続可能な信用補完制度の確立の面からも極めて重要であることから、積極的に取り組んでいきます。

さらに、求償権回収の最大化や人材の育成等により安定した経営基盤の確立を図るとともに、コンプライアンス態勢のさらなる強化やリスク管理の徹底などにより運営規律・危機管理の強化に取り組んでいきます。

この基本方針に基づき、以下の主要項目に積極的に取り組むこととします。

(1) 保証利用の積極的な推進

中小企業の資金繰りの円滑化を一層推進するため、中小企業の資金ニーズに即した適切な保証に努めるとともに、各種保証制度や地方公共団体制度を積極的に推進します。特に国等の施策とも呼応しながら、創業者や小規模企業者を積極的に支援します。また、保証承諾が漸減する中、金融機関等と連携しながら保証利用増加に向けた取り組みを積極的に実施します。

① 企業ニーズに即した適切な保証

中小企業の経営実態に応じた迅速・適切な保証に加え、借換保証等による資金繰り改善支援に積極的に取り組みます。また、各種保証制度や調達コストの低い地方公共団体制度を活用することで、多様化する中小企業の資金ニーズに対応します。

② 金融機関等と連携した保証利用の推進

信用保証制度の意義についての理解を得るため、金融機関職員との「顔の見える関係づくり」を行うとともに、保証推進に向けた取り組みの実施や提携保証の創設、見直しにより金融機関との連携強化に努めます。

また、保証利用企業及び保証債務残高の安定的な確保に向け、金融機関と連携した新規先の掘り起しや完済後利用のない先への保証推進を一層強化するとともに、既存の保証利用先へは、各種保証制度を通して幅広い層への資金繰り支援を行い保証利用層の拡充に努めます。

③ 創業者・小規模事業者向け保証の推進

地域の新陳代謝を促進する創業については、創業保証等の金融支援をはじめ、創業前の相談から開業後の成長支援まで一貫した支援を実施していくことで、地域の雇用創出等を図り地域活性化に貢献します。

小規模事業者支援においては、認定支援機関等と連携しながら「事業の持続的発展」に向けて資金繰り支援や経営相談等の経営支援に積極的に取り組みます。

(2) 経営支援の充実強化

経営支援については、金融支援と共に業務の大きな柱として取り組むものであり、保証利用企業の期中における経営実態の的確な把握に努め、企業の状況に応じた適時適切な経営支援を実施します。とりわけ中小企業金融円滑化法終了後も高止まりしている返済緩和先への経営支援の強化は重要課題であり、弾力的な資金繰り改善支援や返済の正常化に向けた支援に積極的に取り組みます。さらに、支援機関と連携した抜本的な再生支援に取り組みます。

① 企業のライフステージに応じた経営支援

企業ニーズに即した経営支援を実施するため、経営実態の把握に努め、創業段階、成長段階、経営改善・事業再生時、事業承継時といった、各企業のライフステージに応じた各種支援策を提案しながら最適な経営支援を実施します。また、延滞・事故先に対しても経営実態の早期把握に努め、適切な支援を実施することで事業の継続や正常化に繋がります。

② 返済緩和先に対する正常化支援の強化

金融円滑法終了後も高止まりしている返済緩和先に対しては、引き続き、条件変更等への弾力的な対応により資金繰り支援を行うとともに、必要に応じて外部専門家を派遣し、経営改善計画の策定支援や進捗の管理を行い、業況の改善が見られる先には、借換保証等により返済の正常化を行います。

③ 関係機関と連携した経営・再生支援

経営支援においては、金融機関や税理士会、商工団体等の認定支援機関との連携強化を図るとともに金融調整にあたっては、経営サポート会議や外部専門家等活用支援事業等を積極的に活用していきます。

また、再生支援にあたっては、栃木県中小企業再生支援協議会やファンド運営会社等と連携し、

抜本的な事業再生に取り組みます。

さらに、とちぎ中小企業支援ネットワーク会議の開催等により地域全体の経営改善・事業再生スキルの向上に努めます。

(3) 経営基盤の充実

保険収支の健全化に向けて、さらなる回収の最大化、回収業務の効率化等に努めます。また、高度化、多様化する信用補完制度や信用保証協会を取り巻く環境の変化に的確に対応するため人材の育成に努めるとともに、安定的な資金運用や業務の改善、効率化に取り組むことで安定的な経営基盤の確立を図ります。

① 回収の最大化・効率化

求償権回収については、求償権先の事業継続や再生、保証人の生活再建等を踏まえつつ、回収への早期着手、進行管理の徹底、不動産処分等の促進、定期回収の底上げ等により回収の最大化や効率化に努めるとともに、管理事務停止や求償権整理にも積極的に取り組みます。

② 人材育成と職員資質の向上

中小企業のニーズに的確に応えるため、OJTや事例研究といった内部研修を充実させることで、目利き能力や相談能力の向上に努めます。

また、幅広い知識の取得のため、全国信用保証協会連合会主催の研修をはじめとする外部研修への積極的な派遣や協会資格検定、中小企業診断士等の資格取得といった職員個々の自己研鑽への取り組みの奨励に加え、効果的な内部研修を実施することで職員の資質向上を図ります。

③ 経営の合理化、効率化

限りある経営資源を有効に活用するため、各部門において継続的な業務改善に取り組むことに加え、部門間の情報の共有化等に努めることで、業務の合理化や効率化を図ります。また、安全かつ効率的な資金運用やコスト管理の徹底、経費削減等により安定した収益確保に努め財務基盤の強化を図ります。

(4) 運営規律・危機管理の強化

中小企業金融における信用保証協会の役割・重要性が高まる中、公的な保証機関としての責任を認識し、コンプライアンス態勢の一層の強化を図り職員の意識向上に努めます。また、多様化・複雑化するリスクに対応するため、危機管理態勢の充実を図ります。とりわけ、平成25年度に発覚した不正事件を教訓とし、役職員一丸となって再発防止に取り組みます。さらに、地域社会から信頼される信用保証協会を目指し、規律ある業務運営に努めるとともに、経営方針や業務実績等の適切な情報公開を行うなど経営の透明性の確保に努めます。

① コンプライアンス態勢のさらなる強化

コンプライアンスについては、経営上の最重要課題として、コンプライアンスプログラムの着実な実施に加えて、各施策の効果の検証と継続的な見直しを実施することで、コンプライアンスや不正等に対する職員個々の意識向上を図ります。また、反社会的勢力に対しては、その排除に向け組織全体として対応するとともに、新たに信用情報機関に加盟するなど、不正利用防止についても徹底します。

② リスク管理の徹底

信用保証協会を巡るリスクが多様化・複雑化する中で、危機管理の強化が課題となっています。

市場関連リスク、信用リスク、事務リスク、システムリスクといった様々なリスクに対し、管理態勢を強化し組織的に対応していきます。特に平成25年度に発覚した不正事件に関しては真摯に受け止め、再発防止策を着実に実施していくことはもとより、防止策の効果の検証、見直し等も併せて実施していきます。

また、災害等の危機リスクに対しては、役職員の安全確保、経営資源の保全等により一定水準の業務の確保が求められており、事業継続計画(BCP)が有効に機能するよう関連規程やマニュアル

等を適時見直すとともに、定期的な研修や訓練の実施により役職員への周知徹底を図ります。

③ 経営の透明性の維持・確保

各種法令の遵守や内部規程に沿った業務の執行に努めることに加え、内部監査・検査体制の充実による監督強化、経営方針となる年度経営計画等の進捗管理の徹底等により適正な業務運営に努めます。また、年度計画や各種取組み、事業活動等について適時公表することで、経営の透明性の維持・確保に努めます。

■ 主要業務数値の見通し

平成27年度から平成29年度の主要業務数値(計画)は、以下の通りです。

(単位:億円、%)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	金 額	前年度実績比	金 額	前年度計画比	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	1,510	99.0	1,550	102.6	1,550	100.0
保証債務残高	4,070	95.7	4,000	98.3	3,930	98.3
代 位 弁 済	80	95.8	75	93.8	70	93.3
回 収	17.5	93.7	17.5	100.0	17.5	100.0

平成27年度経営計画

■経営方針

1.業務環境

(1) 栃木県の景気動向

県内の景気は、一部に弱さがみられるものの、基調としては持ち直しています。

個人消費は、消費税引き上げに伴う需要の落ち込みにより、大型小売店舗販売や自動車販売、住宅建設などが前年を下回っていますが、その影響からも徐々に持ち直しがみられます。生産活動は、耐久消費財を扱う業種を中心に大きく落ち込むなど低調に推移したものの、年度後半に入り在庫調整も進み改善の兆しが見られます。雇用情勢については、有効求人倍率が12月に1.01倍となるなど改善基調にあります。

先行きについては、中国経済の成長鈍化や欧州債務問題の再燃等のリスク要因はありますが、消費マインドの改善に加え、今後地方創生に係る国や県の施策が実施されるなどの要因もあり着実な回復に向かうことが期待されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

円安の進行による大手企業や輸出型産業を中心にした業績の回復により、業績拡大に向かう中小企業がある一方で、内需型の製造業や建設業をはじめとして、円安による原材料費の上昇や人手不足による人件費の高騰等により厳しい環境下に置かれ、景気回復の恩恵を享受できていない中小企業も多い状況にあります。

金融情勢では、県内民間金融機関の貸出金残高は前年を上回っていますが、超低金利の金融環境下において、金利競争の激化がみられます。

県内の企業倒産をみると、大口倒産の減少により負債総額は前年を下回りましたが、全国的に倒産件数が減少傾向にある中、前年並みの倒産件数となりました。

特に負債総額1億円未満の倒産件数が過半数を超えるなど、倒産件数に占める小規模・零細企業の割合は高く、今後もそうした小規模・零細企業の倒産の増加が懸念されます。

2.業務運営方針

このような状況下、当協会は県内中小企業の資金繰りの円滑化のため保証推進に積極的に取り組むとともに、中小企業の成長・発展に寄与するため金融と経営支援の一体的な取り組みを推進します。また、国の施策とも呼応し創業者や小規模事業者への支援や中小企業の経営改善・事業再生に積極的に取り組むことで地域活性化へ貢献していきます。以上を踏まえ、平成27年度の業務運営の基本方針を次のとおりとしました。

- ① 中小企業の資金繰り円滑化のため、中小企業の資金ニーズに即した迅速かつ適切な保証に努めることはもとより、創業者や小規模事業者への支援強化に取り組みます。また、保証承諾、保証債務残高が漸減する中、金融機関等との連携を強化し、積極的に保証推進に取り組むとともに、新規先等の獲得により保証利用層の拡充を図ります。
- ② 保証利用企業へは、企業のライフステージに応じた経営支援の強化に取り組みます。とりわけ返済緩和先については、借換や再生スキームの活用等により返済の正常化に向けた支援に取り組みます。また、関係機関と連携を図りながら効果的な経営・再生支援に取り組みます。
- ③ 安定した経営基盤確保のため、経営の合理化・効率化や人材育成に継続的に取り組めます。また、信用補完制度の持続化に資するため、経営支援や延滞・事故先への継続的支援を通して、代位弁済の抑制に努めます。また、回収業務については、求償権先の事業継続や事業再生、保証人の生活再建支援に配慮しながら回収の最大化・効率化に取り組みます。

- ④ コンプライアンス態勢のさらなる強化に努めるとともに、内部管理の徹底により、多様化・複雑化するリスクに対して組織的な対応の強化を図ります。また、地域社会から信頼される信用保証協会を目指し、透明性の高い、規律ある業務運営に努めます。

重点課題

【保証部門】

1.現状認識

景気は緩やかな回復基調にはあるものの、その恩恵を受け業績を改善させた中小企業と依然として厳しい経営環境下に置かれた中小企業の二極化が進む中、多くの中小企業は厳しい経営状況が続いており、先行きの懸念を拭えない状況にあります。

このような状況下、中小企業の資金需要が本格的な回復に至らなかったことに加え、超低金利の金融環境も相まって保証承諾は減少、保証債務残高も漸減しており、金融機関をはじめとした関係機関と連携した積極的な保証推進により保証承諾の増加、保証債務残高の維持・確保に努めていく必要があります。さらに、これまで緩やかに増加していた利用企業数も減少に転じており、新規先等の獲得により保証利用層の拡充を図る必要があります。一方で、返済緩和等の条件変更は依然として高水準で推移しており、引き続き借換や条件変更等への柔軟な対応による資金繰り支援の強化も求められています。

中小企業の多様化する資金ニーズに対しては、迅速かつ適切な保証に努めるだけでなく、経営実態を捉え、ニーズに即した最適な保証制度を提案していきます。また、創業者や小規模事業者に対しては、国の支援施策とも呼応しながら積極的に支援していく必要があります。

さらに、そうした中小企業への適切な保証、多様化するニーズ、返済緩和先への資金繰り支援等への確に対応するため、職員個々の審査能力、経営支援ノウハウの向上が必要となっていることに加え、手口が巧妙化、精緻化している不正利用に対応するため、組織全体としての審査機能の向上も求められています。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2.具体的な課題

- (1) 企業ニーズに即した適切な保証
- (2) 金融機関等と連携した保証利用の推進
- (3) 創業者・小規模事業者向け保証の推進
- (4) 審査機能の向上

3.課題解決のための方策

(1) 企業ニーズに即した適切な保証

- ① 中小企業の資金需要に対して迅速、適切な保証に努めます。また、中小企業の資金ニーズを的確に捉え、対応していくため、新たな保証制度を創設するとともに、既存の制度についても適切な見直しを行うことで利便性の向上を図ります。
- ② 中小企業が置かれている経営環境に則した多様なニーズに的確に対応するため、財務状況や現地調査等により経営実態を捉え、個々の実情に応じて、流動資産を有効活用する「流動資産担保融資保証制度」、安定した長期資金の調達を支援する「中小企業特定社債保証制度」、調達コスト

トを押えられる地方公共団体の制度融資等、資金ニーズに即した各種保証制度を提案します。

- ③ 中小企業の業況等を踏まえつつ、資金繰りの厳しい先に対しては、借換保証による借入の一本化や返済緩和等の条件変更に柔軟に対応するなど、引き続き資金繰り支援に努めます。
- ④ 経営者保証ガイドラインに沿った経営を行っている中小企業に対しては、金融機関等と連携しながら、経営者の個人保証に依存しない「経営者保証ガイドライン対応保証」を推進します。

(2) 金融機関等と連携した保証利用の推進

- ① 金融機関との連携を強化し、新規先や完済後に利用のない先への保証推進に積極的に取り組むとともに、利用先の財務状況に応じて、当協会独自の「エクセレント保証」の利用を推進するなど保証利用先の拡充を図ります。既存利用先に対しては、再調達や反復資金に適切に対応するほか、大口保証先に対しては、金融機関と連携し業況把握に努めながら、協調支援や保全策等を講じながら資金需要に対応していきます。
- ② これまで実施してきた、金融機関別、店舗別ごとの勉強会による保証制度等の周知、推進に加え、支店長との意見交換・情報交換の場を設けるなど、一層の関係強化により保証推進を図ります。また、保証推進に向けた効果的な各種施策を講じることで、保証利用の促進に繋がります。
- ③ 地元金融機関や政府系金融機関と連携した協調融資型保証制度等の提携保証を創設し、適切なリスク分担を図りながら保証利用の促進を図ります。地方公共団体制度についても創設、改善等の協議をすすめ、より充実した制度とすることで保証利用の促進に繋がります。
- ④ 地方公共団体や商工団体等の関係機関との意見交換、情報交換の会議等の機会を捉え、積極的に保証制度の周知、推進を図ることで保証利用の促進に繋がります。

(3) 創業者・小規模事業者向け保証の推進

- ① 創業保証については、国や地方公共団体制度を積極的に活用するとともに、商工団体等が主催する創業塾等の創業者支援事業への参加を通して保証制度の周知、推進を図ります。
- ② 創業時の金融相談や計画策定のアドバイス等創業支援に取り組むことに加え、金融機関及び支援機関と連携して創業者等への支援を行う「創業等連携サポート制度」の利用促進を図ります。
- ③ 小規模事業者については、利便性に配慮した保証制度創設の検討をすすめるとともに、負担軽減措置のある地方公共団体制度や保証料率の引き下げを継続している「小口零細企業保証」や「特別小口保証」を推進します。
- ④ 経営課題に対する経営相談会や窓口相談、認定支援機関等と連携した経営支援により、小規模事業者の事業の持続的発展を支援します。

(4) 審査機能の向上

- ① 保証業務を通じた実務経験や内部・外部研修を通して、財務面だけでなく企業特性や成長性等の定性要因を評価できる人材の育成に努めるとともに、企業訪問や経営者との面談等の実務を通して、企業観察力や目利き能力、相談能力の向上を図ります。
- ② 外部専門家派遣での協働や経営サポート会議等の経営支援業務を通して、経営支援ノウハウ、スキルの向上を図ります。
- ③ 早期の事故事例のフィードバックや保証事例等の審査情報を共有化することで、保証審査の適正化や高度化する信用保証実務への対応力の強化を図ります。
- ④ OCR関連機器の更改により受付事務の効率化、迅速化を図ります。
- ⑤ 平成26年度から開始した、新規利用先からの「営業実態調査報告書」の提出に加え、信用情報機関へ新たに加盟するなど、不正利用防止に向け組織的な対応を強化します。

【期中管理部門】

1.現状認識

金融機関等と連携した返済緩和等の条件変更への柔軟な対応や経営支援等により、これまで事故発生、代位弁済は沈静化していたが、資金繰り支援だけでは事業が継続できない先からの事故発生、代位弁済が徐々に増えています。とりわけ、高止まりしている返済緩和等の条件変更実施先は厳しい経営状態にあり、今後、さらなる事故発生、代位弁済への移行も懸念され、こうした返済緩和先に対してのより一層の経営支援、返済の正常化に向けた支援の取組強化が求められています。

このような状況下、経営支援の実効性の向上のため企業実態の把握に努め、創業から事故・代位弁済の発生まで、各企業のライフステージに応じた、きめ細やかな経営支援を実施していく必要があります。また、返済緩和先への返済正常化に向けた支援は喫急の課題であり、積極的に取り組んでいくとともに、延滞先や事故先に対して早期の調整着手や事業継続支援を実施することで、代位弁済の抑制に努めます。さらに、経営・再生支援に際しては、支援機関との連携を強化しながら、各種支援策や保証制度の積極的な活用を図るとともに、再生スキーム等を活用した抜本的な経営改善・事業再生にも取り組む必要があります。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2.具体的な課題

- (1) 企業のライフステージに応じた経営支援
- (2) 返済緩和先に対する正常化支援の強化
- (3) 関係機関と連携した経営・再生支援

3.課題解決のための方策

(1) 企業のライフステージに応じた経営支援

- ① 創業保証を利用した先については、適切なモニタリングの実施により創業計画の達成状況や経営上の問題点を把握し、外部の専門家等とも連携しながら業績改善にむけたフォローアップに取り組めます。
- ② 成長段階にある先については、資金需要に対して迅速な金融支援を行うことはもとより、販路拡大を目指す中小企業に対しては、当協会が共催するビジネスフェア等によるマッチングや関係機関が主催するビジネスフェア等への出展支援、費用補助等を通じ事業拡大に貢献します。
- ③ 経営改善や事業再生が必要な先については、国や支援機関、当協会が実施する支援事業を有効に活用しつつ、経営改善計画の策定支援、改善実行後のモニタリング等による進捗管理に努めます。また、事業承継が必要な先には、栃木県事業引継ぎ支援センターと連携し、円滑な事業承継を支援します。
- ④ 延滞・事故先については、初動管理を徹底し金融機関と連携しながら正常化に向けた調整を行うなど事業継続支援を実施します。返済の見通しが立たず、金融機関調整が困難な先については、金融機関との連携強化と進捗管理の徹底により迅速に代位弁済へ移行し、当協会が債権者となることで実情に応じた回収を進めます。

(2) 返済緩和先に対する正常化支援の強化

- ① 返済緩和先に対しては、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」の有効活用により、企業ニーズに応じて外部専門家を派遣し、診断、経営改善計画策定支援、

モニタリング等を実施するなど、返済の正常化に向けた支援に取り組みます。

- ② 返済緩和先ではあるものの、国の「経営改善計画策定支援事業」や経営サポート会議等により経営改善計画を策定し、その達成が見込める先に対しては「経営力強化保証」、「経営改善サポート保証」を活用した借換等の資金繰り支援により正常化に取り組みます。
- ③ 大口の返済緩和先で、金融調整が難しく当面正常化の見通しがたたない先については、重点支援先として、引き続き企業の状況に応じた各種支援策を講じながら継続的な経営支援に取り組みます。

(3) 関係機関と連携した経営・再生支援

- ① 事務局として「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、情報の共有化等により地域全体の経営支援スキル向上に努めます。
- ② 経営サポート会議は、金融機関等との経営支援の方向性、金融調整等についての意見交換、情報共有の場として定着してきており、引き続き積極的に開催するとともに、国で実施している「経営改善計画策定支援事業」における合意形成の場としても活用を図ります。
- ③ 経営改善計画の策定にあたっては、国で実施している「経営改善計画策定支援事業」及び当協会が実施している「経営改善計画策定費用補助事業」を有効に活用し、中小企業の負担を軽減します。
- ④ 栃木県中小企業診断士会と連携した、「外部専門家等活用支援事業」を積極的に推進し、専門家派遣による指導・助言や経営相談会の開催等により中小企業者の経営課題に対しきめ細やかな対応に努めます。
- ⑤ 中小企業再生支援協議会や再生ファンド運用会社等の支援機関と連携を図りながら、「求償権消滅保証」、「DDS」、「不等価譲渡」等を活用し、抜本的な経営改善・事業再生に取り組みます。

【回収部門】

1.現状認識

回収環境は、不動産市況等でやや改善が見られるものの、物的担保を徴求していない求償権の増加により求償権の保全率は低下してきているうえ、第三者保証人の非徴求、関係人の破産等の法的整理手続きの増加などもあり厳しい状況にあります。こうした、厳しい環境下にはありますが、協会収支の確保及び保険収支の改善を進めていくためには、回収の最大化、効率化に向けた取り組みは必要不可欠であり、求償権先の事業継続や再生支援及び保証人の生活再建支援にも配慮しながら取り組んでいく必要があります。

また、平成25年度に発覚した不正事件を踏まえた再発防止策を着実に実施することはもとより、求償権回収業務全般に亘り点検・見直しを実施することで管理事務の充実強化に努めます。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組みます。

2.具体的な課題

- (1) 回収の最大化・効率化
- (2) 求償権先の事業継続・再生支援及び生活再建支援の強化
- (3) 管理事務の充実・強化

3.課題解決のための方策

(1) 回収の最大化・効率化

- ① 期中管理部門との連携を図り代位弁済前に資産状況等を事前取得し、状況に応じては「求償権の事前行使」についても弾力的に取り扱います。代位弁済後は速やかに債務者等の実態を把握し、実情に見合った回収方針を決定するとともに、進行管理を徹底します。また、誠意の見られない関係人に対しては、法的措置を講じるなどにより回収促進を図ります。
- ② 定期回収については、入金管理表を活用して入金管理の徹底、延滞等の督促を強化するとともに、コンビニ振替や口座自動振替の利用促進など、回収手段の多様化、利便性の向上に努めることで回収額の増加に繋がります。
- ③ 回収の見込みのない求償権については、積極的かつ適正に管理事務停止及び求償権整理を実施するとともに、無担保案件等の回収については、保証協会債権回収株式会社を有効に活用することで、回収業務の効率化を図ります。

(2) 求償権先の事業継続・再生支援及び生活再建支援の強化

- ① 事業を継続している誠意ある求償権先に対しては、分割返済や任意処分等の調整に努めるなど、事業継続に繋がる回収に取り組めます。
- ② 定期的な回収があり、業績の改善が認められる先については、「求償権消滅保証」の対象先としてリストアップし、当協会から積極的に働きかけるなど、求償権先の事業再生に取り組めます。
- ③ 保証人から経営者保証ガイドラインに則った債務整理の申し出があった場合には、他の債権者とも連携しながら、同ガイドラインに基づく適切な対応に努めます。
- ④ 返済を継続している保証人に対しては、経済合理性があると判断される場合には、一部弁済による保証債務の免除を活用することにより生活再建を支援します。

(3) 管理事務の充実・強化

- ① 平成26年度に改正し、不正事件の再発防止策を盛り込んだ「求償権事務処理要領」及び「管理回収マニュアル」に基づき、適正な管理事務を実施していくとともに、継続的に検証、見直しを行うことで、管理事務の充実・強化に努めます。
- ② 保証協会債権回収株式会社から四半期毎に「業務実績報告」を受ける等、当協会の関与を強めることで、委託債権に対する管理の強化を図ります。

【その他間接部門】

1.現状認識

中小企業金融の円滑化を担う公的機関として信用保証協会が果たすべき使命は大きく、その責任や役割を果たすためには、組織全体のコンプライアンス態勢の一層の強化に加え、職員個々の意識向上が極めて重要となってきます。

また、信用保証協会を取り巻くリスクは多様化、複雑化しており、様々なリスクに対する管理態勢を強化し、組織的に対応していく必要があります。

さらに、経営の合理化や効率化、業務執行を担う職員の育成に努めることで経営基盤の充実を図るとともに、規律ある業務運営に努めながら、経営方針となる経営計画や業務実績などを適時適切に公表することで経営の透明性の維持・確保に努め、地域社会から信頼される信用保証協会を目指す必要があります。

以上を踏まえ、以下の課題について重点的に取り組めます。

2.具体的な課題

- (1) コンプライアンス態勢のさらなる強化
- (2) リスク管理の徹底
- (3) 経営の透明性の維持・確保
- (4) 人材育成と職員資質の向上
- (5) 経営の合理化・効率化
- (6) 効果的な広報活動の実施

3.課題解決のための方策

(1) コンプライアンス態勢のさらなる強化

- ① コンプライアンスプログラムを計画的に実践し、コンプライアンス委員会や監査等によるフォローアップを強化することで、コンプライアンス態勢の強化を図ります。
- ② 外部講師を招いての研修会、内部研修会に加え、係長以下の一般職員を対象とした研修会を実施することで、職員個々の意識の向上を図ります。また、職員ヒアリングを実施することにより、業務面はもとより日常生活面まで含めた職員の状況把握に努め、コンプライアンスの実現に不可欠である良好なコミュニケーションの形成を図ります。
- ③ 個人データ取扱状況の点検及び監査を実施するとともに、個人情報保護に関する内部研修の実施等継続的な啓蒙活動により個人情報保護態勢の強化を図ります。
- ④ 反社会的勢力等については、関係機関との連携や外部機関を活用した情報収集によるデータベース化など情報の蓄積により徹底的な排除に努めます。

(2) リスク管理の徹底

- ① 市場関連リスクに対しては、低金利の状況下で運用収益が低下する中、資金運用規程に基づく資金運用方針を策定し、これに基づくリスク分散投資を実施するなど安定かつ効率的な資金運用を行います。
- ② 信用リスクに対しては、適切な与信判断及び保証制度の運用に努めるとともに、保証債務残高の定期的なポートフォリオ分析を実施し、月例会議で報告するなど信用リスクの把握及び管理を行います。
- ③ 事務リスクに対しては、平成25年度に発覚した不正事件に対する防止策を着実に実施していくほか、複雑・多様化する業務に対応できるよう職員の業務執行能力の向上やチェック機能の充実に努めます。
- ④ システムリスクに対しては、ネットワークシステム管理運用規定に基づくセキュリティの強化、情報漏えいの防止に努めるとともに、障害・不具合等の防止に向けた厳格な対応に努めます。また、新たに業務用端末の静脈認証の導入、サーバ監視ソフトの導入及びサーバールームへの監視カメラの設置など、より一層のセキュリティ強化を図ります。
- ⑤ 災害時の危機リスクに対しては、役職員の安全確保、経営資源の保全等により一定水準の業務の継続ができるよう求められており、事業継続計画（BCP）が有効に機能するよう関連規程やマニュアル等を適時見直すとともに、定期的な研修や訓練の実施により役職員への周知に努めます。

(3) 経営の透明性の維持・確保

- ① 適切な業務運営を確保するため、事業計画の執行管理を徹底するとともに、内部監査・検査による監督強化を図ります。また、業務実績やコンプライアンスについて外部評価委員による評価

を受けるなど、経営の透明性を高めます。

- ② 経営計画やその実績に係る自己評価及び外部評価委員の評価を公表します。また、業務実績等については、保証月報やホームページ、ディスクロージャー誌の発行等で適時適切に情報開示を行うなど経営の透明性の維持・確保に努めます。

(4) 人材育成と職員資質の向上

- ① 中小企業診断士等の資格取得や通信教育講座の受講の奨励、各種研修への参加等を通して、職員の一層のレベルアップを図ります。また、新たに管理職を対象に外部講師による「人事考課内部研修」を実施するなど、研修内容の充実を図ります。
- ② 全国信用保証協会連合会や日本政策金融公庫から講師を招いた研修会を開催し、信用補完制度を取り巻く環境や信用保険に対する知識取得に努めます。

(5) 経営の合理化・効率化

- ① 職員個々が常に問題意識を持って業務の改善・効率化に努めるとともに、他協会の先進的な取組事例の情報を収集し、合理化・効率化に向けた検討をすすめます。
- ② 保証等の原議保管を外部倉庫業者に業務委託することで、災害等による消失や人為的な紛失等のリスクを低減するとともに、情報漏洩防止等のセキュリティ体制の強化と現状の保管スペースの有効活用を図ります。
- ③ 経年劣化が進む永久保存文書のマイクロフィルム化に加え、外部保管することで、毀損リスクや火災等による消失リスクの低減を図るほか、紙ベースでの保管や管理に係る事務の軽減等の業務の合理化を図ります。
- ④ 予算執行管理の厳格化等により経費削減に努めることで財務基盤の充実に努めます。

(6) 効果的な広報活動の実施

- ① ホームページのリニューアルによる利便性の向上、情報発信力の強化を図ります。
- ② 新聞等のマスメディアの活用等に積極的に取り組み、効率的かつ実効性のある広報活動を展開することで、保証利用促進に努めます。
- ③ 商工団体等の関係機関と連携し、各団体の発行する広報誌等を活用した保証制度や実施事業の周知により利用促進を図ります。
- ④ 各種手引きやマニュアル等の継続的な見直しを行い、関係機関への配布等を通じて信用保証の実務、信用保証制度の周知を図ります。

■主要業務数値の見通し

平成27年度の主要業務数値(計画)は、以下の通りです。

(単位:億円、%)

	金 額	前年度実績比
保 証 承 諾	1,510	99.0
保 証 債 務 残 高	4,070	95.7
代 位 弁 済	80	95.8
回 収	17.5	93.7

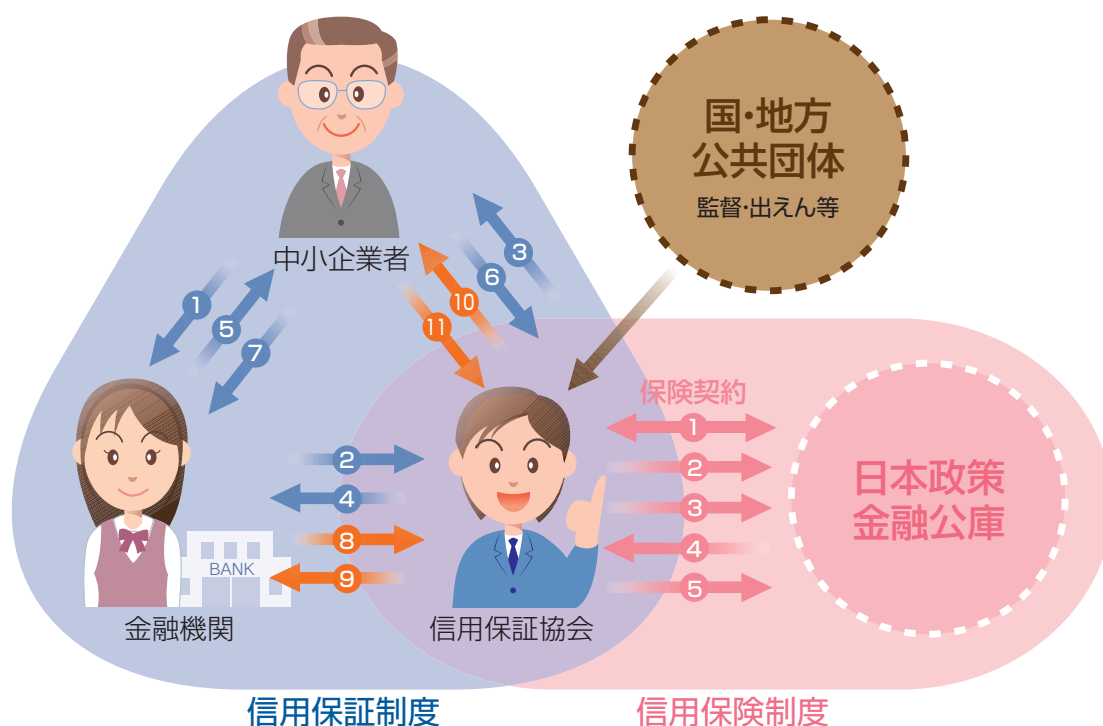
信用保証業務

信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、「信用保証制度」と「信用保険制度」から成り立っています。

「信用保証制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者で、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に信用保証協会が公的な保証人となることで資金調達を容易にし、中小企業者の資金繰りを円滑にすることを目的としています。

「信用保険制度」は、日本政策金融公庫、信用保証協会の二者が基本的な当事者で、信用保証協会の信用保証業務に伴うリスクを保険によってカバーし、「信用保証制度」の機能が十分に発揮されることを目的としています。



信用保証制度

- ① 中小企業者は金融機関に保証付借入を申込みます。
- ② 金融機関は中小企業者の調査及び審査を行います。その結果、保証付融資が適当と判断したときは、信用保証協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 信用保証協会は中小企業者の信用調査を行います。
- ④ 信用保証協会は信用調査の結果、信用保証が適当と判断したときは、金融機関に対し信用保証書を交付します。
- ⑤ 金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑥ 中小企業者は信用保証協会に所定の信用保証料を支払います。なお、支払いは金融機関経由となります。
- ⑦ 中小企業者は借入条件に従って借入金を返済します。

事故(借入金の返済不履行など)の場合

- ⑧ 中小企業者が何らかの事情により借入金の返済ができないなどの事態に陥ったときは、金融機関と信用保証協会とで調整を進めます。両者で協議の上、金融機関は代位弁済の請求をします。
- ⑨ 信用保証協会は代位弁済の請求に基づき金融機関に代位弁済を行います。
- ⑩ 信用保証協会は代位弁済によって中小企業者に対する求償権(債権)を取得します。
- ⑪ 中小企業者は信用保証協会に対し求償債務を弁済します。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が保証を承諾し金融機関から中小企業者に対して融資が実行されると、原則として中小企業者の資格、借入金の使途、保証金額等の一定の要件を備えるものはすべて日本政策金融公庫の信用保険がかかるしくみとなっています。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に対し、保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ代位弁済元金の70～90%（この率を保険填補率という。）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後の中小企業者からの回収金を、回収の都度、保険填補率に応じて日本政策金融公庫へ納付します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

信用保証協会をご利用いただける方は、所在地、業種、企業規模、許認可等などにおいて一定の要件を満たしている方です。

■所在地

栃木県内で事業を営んでいる方、または営むための具体的な計画がある方がご利用いただけます。

〔法人〕栃木県内に事業所がある 〔個人〕栃木県内に住居または事業所がある

■業 種

商工業のほぼすべての業種でご利用いただけます。

ただし、農林漁業、金融・保険業、性風俗関連特殊営業などご利用いただけない業種もあります。

■企業規模

個人で事業を営む方は常時使用する従業員数が、法人で事業を営む方は資本金または常時使用する従業員数が以下の表に該当する方がご利用いただけます。

業 種	資本金	常時使用する従業員数
建設業・製造業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業	—	個人100人以下 法人300人以下

■許認可等

事業を営むうえで必要な法律により定められた許認可等を取得している方がご利用いただけます。

信用保証協会では、特に確認が必要と認められる26事業法42業種を営む方について許認可等の確認をしています。

対象資金

信用保証協会をご利用になりお借り入れできる資金は、事業を営むうえで必要な「運転資金(借換資金含む)」と「設備資金」のみです。そのため、生活資金、住宅資金、転貸資金、投機資金などのお借り入れにはご利用いただけません。

保証人と担保

信用保証協会をご利用いただく際は原則として、法人の代表者以外の保証人は不要です。ただし、担保(不動産など)は必要に応じて提供していただきます。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会をご利用していただくうえで中小企業者にお支払いいただく唯一の費用で、借入金額、保証期間、保証料率、返済方法などにより算出されます。

保証料率は、中小企業者が保証のお申し込みをする時期の直近申告書(決算書)により区分が決定され、さらにご利用になる制度によって以下の表のとおり変動します。ただし、区分に関係なく定率の保証料率となる制度もあります。また、一定の会計基準を満たした方や担保を活用したお借り入れの際に保証料率が割引きとなる場合もあります。

■責任共有対象保証料率

(単位:%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450
当座貸越・事業者カードローン	1.620	1.490	1.320	1.150	0.980	0.850	0.680	0.510	0.390
県制度	1.400	1.250	1.100	0.950	0.900	0.850	0.800	0.600	0.450
市町村特別保証制度	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405
無担保当貸5000	1.600	1.450	1.300	1.150	0.950	0.800	0.600	0.450	0.350
手形割引根保証	1.520	1.390	1.220	1.050	0.880	0.750	0.580	0.410	0.290

■責任共有対象外保証料率

(単位:%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500
県制度	1.600	1.450	1.300	1.150	1.050	1.000	0.900	0.700	0.500
市町村特別保証制度	1.980	1.800	1.620	1.440	1.215	0.990	0.810	0.630	0.450

ご利用の流れ

「信用保証委託申込書」、「信用保証委託契約書」、「個人情報取扱いに関する同意書」に必要事項をご記入のうえ、申告書(決算書)などの必要書類を添えて金融機関にお申し込みください。

ご相談 お申し込み



- 信用保証協会またはお借り入れを希望する金融機関にご相談のうえ、必要書類を金融機関に提出してお申し込みください。

信用調査



- 信用保証協会が申込人の信用調査を行い、保証の可否を決めます。
- ※審査によりご希望に添えない場合があります。
- また、信用保証協会とは別に金融機関の審査もあります。

ご融資



- 金融機関と契約を取り交わし、ご融資の実行となります。
- ※融資実行時に信用保証料をお支払いいただきます。

ご返済

- 金融機関との契約内容に従い金融機関へご返済ください。

主な保証制度

■全国統一保証制度

※貸付利率は、全ての制度において金融機関所定となります。

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
一般保証	県内に事業所を有し事業を営んでいる方 (個人で県内に住居がある方を含む)	2億8,000万円	運転(借換含む) 10年以内 設備 20年以内	0.45%～ 1.90%
借換保証	既往保証付借入の返済負担を借り換えにより 軽減させたい方	2億8,000万円	借換 (真水部分での 運転・設備含む) 10年以内	0.45%～ 1.90%
経営者保証ガイド ライン対応保証	「経営者保証に関するガイドライン」において 求められている対応を講じており、自社の経 営力のみで資金を調達したい方	2億8,000万円	運転(借換含む) 3年以内 設備 5年以内	0.45%～ 1.90%
創業関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	1,000万円 【支援創業関連保証】 1,500万円	運転・設備 10年以内	0.80% 【創業等連携サ ポート制度併用時】 0.60%
創業等関連保証	創業または分社化をお考えの方 (創業後間もない方を含む)	1,500万円	運転・設備 10年以内	0.80% 【創業等連携サ ポート制度併用時】 0.60%
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支 援を受けつつ、自らが策定した事業計画を基 に経営の改善に取り組む方	2億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 借換 10年以内	0.45%～ 2.00%
経営改善サポート 保証(事業再生計画 実施関連保証)	債権者間の合意が取れている計画を基に事 業の再生に取り組む方	2億8,000万円	運転(借換含む)・ 設備 15年以内	0.70%または 0.80%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引 先金融機関の破綻等により経営の安定に支 障が生じている方で、市町村長からセーフ ティネット保証に係る認定書の発行を受けた 方	【1～5号、7、8号要件】 2億8,000万円 【6号要件】 3億8,000万円	運転(借換含む) 10年以内 設備 20年以内	【1～6号要件】 0.80% 【7、8号要件】 0.70%
災害関係保証	東日本大震災により直接被害を受けた方で、 市町村長から罹災証明書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内	0.70%
東日本大震災復興 緊急保証	東日本大震災による影響を受けている(受け た)方で、市町村長から罹災証明書または東 日本大震災に係る認定書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転(借換含む)・ 設備 10年以内	0.70%
小口零細企業保証	常時使用する従業員が20名(ただし、娯楽 業・宿泊業を除く商業・サービス業は5名)以 下で、新規借入を含めた保証付借入の残高 が1,250万円以内の方 ※保証料率の引き下げ実施中(平成28年3 月31日保証申込(当協会受付)分まで)	1,250万円	運転(借換含む)・ 設備 10年以内	0.50%～ 2.20% 【引き下げ期間中】 0.40%～ 2.10%

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権(電子記録債権を含む)または棚卸資産を担保として有効活用したい方	2億円	運転・設備 【根保証】1年 【個別】1年以内	0.68%
事業者カードローン根保証	借入限度内で借入入れを反復して行いたい方	2,000万円 ※最低保証額100万円	運転設備 1年または2年	0.39%～ 1.62%
当座貸越根保証	借入限度内で借入入れを反復して行いたい方	2億8,000万円 ※最低保証額100万円	運転設備 1年または2年	0.39%～ 1.62%
中小企業特定社債保証	社債を発行し資金を調達したい方	4億5,000万円	運転・設備 7年以内	0.45%～ 1.90%
予約保証	将来必要になる資金に備えておきたい方	2,000万円	運転・設備 5年以内	0.60%～ 1.90%
長期経営資金保証	長期の資金を調達したい方	2億円 ※最低保証額 2,000万円	運転 15年以内 設備 20年以内	0.45%～ 1.90%

栃木県信用保証協会独自の保証制度

※貸付利率は、エクセレント保証を除く全ての制度において金融機関所定となります。

保証制度名	制度対象者	保証限度額	対象資金 保証期間	保証料率
ハーモニーサポート保証	保証付借入と同時に当協会の保証を付さない借入をすることで、借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円 (または直近申告書の 平均月商の3倍のい ずれか少ない額(運転))	運転 10年以内 設備 20年以内	0.405%～ 1.710%
エクセレント保証	財務内容が良好な方	1億円	運転・設備 5年以内	0.30%～ 0.65% ※貸付利率 1.00%以下
ランクアップ保証	既往保証付借入について返済条件の緩和措置を受けている方で、経営改善計画書を基に経営の改善に取り組む方	【A資金】 既往保証付借入残高 【B資金】 8,000万円	【A資金】 運転(借換のみ) 【B資金】 運転・設備 10年以内	0.45%～ 1.90%
無担保当貸5000保証	借入限度内で借入入れを反復して行いたい方	5,000万円 (または直近申告書の 平均月商の3倍のい ずれか少ない額) ※最低保証額 1,000万円	運転 1年または2年	0.35%～ 1.60%
商工いきいき特別保証	商工団体の経営指導及び推薦を受けた方	500万円 (または直近申告書の 平均月商の3倍のい ずれか少ない額)	運転(借換含む)・ 設備 10年以内	0.45%～ 1.90%
割引根保証	割引限度内で手形及び電子記録債権の割引を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転 1年	0.29%～ 1.52%
とちぎビッグサポート保証	経営改善計画書を基に経営の改善に取り組む方	5,000万円	運転(借換含む)・ 設備(建物を除く) 7年以内 設備(建物) 10年以内	0.45%～ 1.90%

地方公共団体融資制度

栃木県及び県内25市町には、中小企業者の借入負担が軽減されるようさまざまな制度がご用意されています。

さまざまな資金ニーズに応じた制度

創業する方、小規模事業者の方、経営の安定を図りたい方など、さまざまな資金ニーズに応じた制度がご用意されています。

低率で固定の借入利率

お借り入れされている期間を通して低率の固定金利が適用されるため、金利の支払負担が軽減されます。

引き下げられた保証料率

県・市町村融資制度をご利用すると、制度をご利用しない場合よりも引き下げられた保証料率が適用されるため、信用保証料の支払負担が軽減されます。

創業等連携サポート制度

創業等連携サポート制度は、創業または分社化を目指す方を地域の支援機関と当協会が連携し、事業の成長を支援することを目的に創設した制度です。同制度では、創業等に関するご相談から計画策定支援、事業開始後の経営支援までニーズに応じたサポートを行っています。さらに、当協会からの支援として、同制度をご利用される方の保証料率を0.2%引き下げ(引下後保証料率0.6%)しています。

経営改善計画策定費用補助事業

当協会をご利用中の中小企業者に、国が実施している「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用し経営改善計画を策定した際に要した費用のうち、国の補助の対象(費用の2/3かつ上限200万円)とならず自己負担となった費用の一部を補助(上限20万円)しています。

外部専門家等活用支援事業(個別指導)

当協会をご利用中で経営改善の意欲がある中小企業者が早期に経営課題の改善を進められるよう、豊富な経験と知識を有する専門家を当協会の費用負担(原則上限5回)で派遣しています。

各種相談会等

当協会では、県内の中小企業者の経営に関するご相談をお受けするため、経営相談会を定期的開催しています。経営相談会では、外部の中小企業診断士や当協会の職員が中小企業者、創業をお考えの方からのご相談をお受けしています。また、各種相談窓口も設置しています。

なお、いずれの相談も無料です。

責任共有制度

制度の目的

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的としています。(平成19年10月1日導入)

保証割合

〔導入前〕

原則100%保証



〔導入後〕

信用保証協会80%
金融機関20%

※ただし、対象除外となる保証制度もあります。

制度の概要

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。

いずれの方式においても金融機関の負担割合(20%)は同等です。

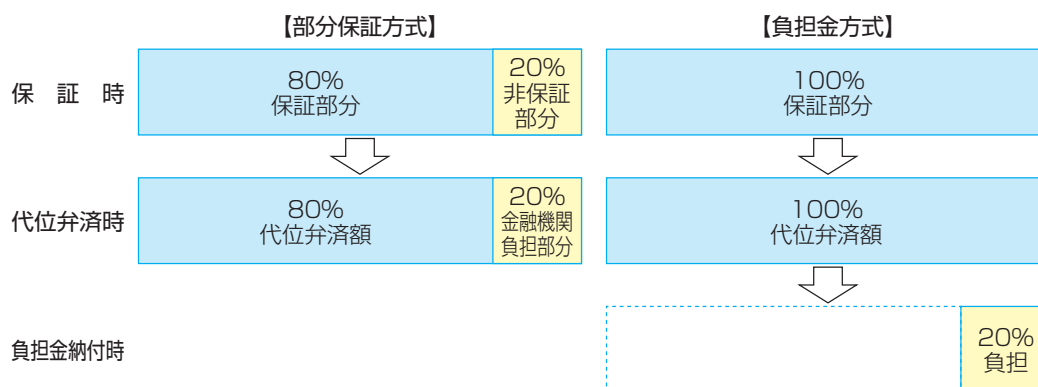
【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関の信用保証協会利用実績に応じた一定の負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式

(金融機関の負担部分イメージ図)



対象除外となる保証制度

- 経営安定関連保証(1～6号に限る。)
- 災害関係保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 創業関連(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む。)及び創業等関連保証
- 特別小口保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- 経営力強化保証※
- 経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)※

※100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合に限る。

(平成27年9月1日現在)

コンプライアンス

■コンプライアンス態勢

当協会では、「信用保証協会倫理憲章」を基に、「コンプライアンス行動基準」を策定し、コンプライアンスの着実な実施に取り組んでいます。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

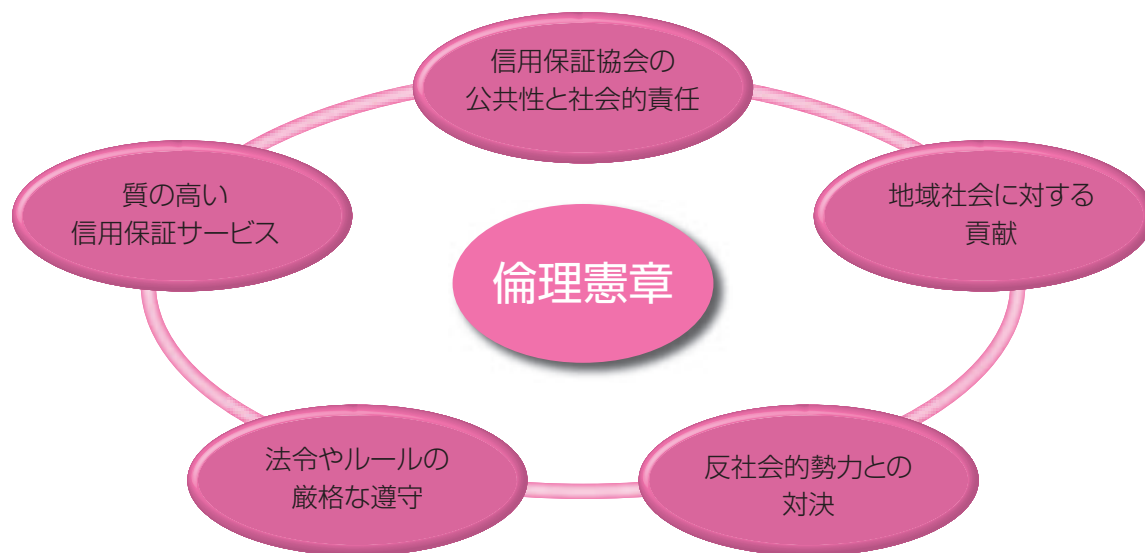
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

5. 地域社会に対する貢献

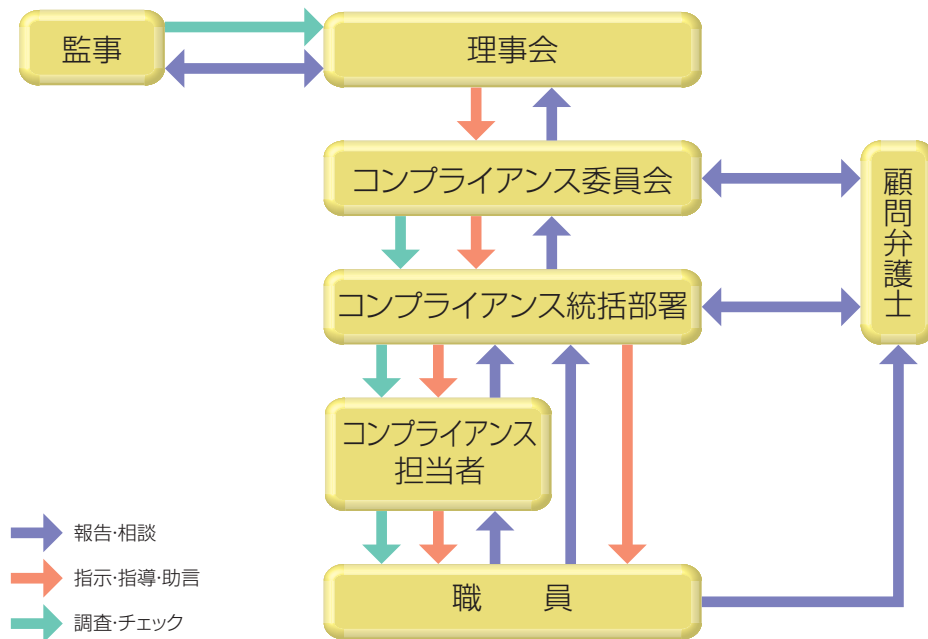
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



コンプライアンス行動基準

- 法令・ルールの遵守
- 守秘義務の履行
- 公私の別の厳守
- 不正な利益供与・収受の禁止
- 反社会的勢力への対応
- 秩序の維持
- 報告・連絡・相談の励行
- 顧客への対応
- 違反行為の報告

コンプライアンス体制図



「反社会的勢力の排除」への取り組み

当協会では、「反社会的勢力の排除」に努めています。その姿勢を明確にするため、信用保証協会倫理憲章で「反社会的勢力との対決」を宣誓しているほか、平成21年7月から信用保証委託契約書に「暴力団等の反社会的勢力排除条項」を導入しました。また、関係機関との連携をより強固なものとし「反社会的勢力の排除」に取り組んでいます。

当協会は、引き続き「反社会的勢力の排除」への取り組みを推進していきます。

次のいずれかに該当する者、その他これらに準ずる者は保証の対象となりません。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④暴力団準構成員
- ⑤暴力団関係企業
- ⑥総会屋等
- ⑦社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑧暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑨暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑩自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑪暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑫役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

個人情報保護

個人情報保護宣言

栃木県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報の取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについては以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（１）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（２）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ずに第三者への提供・開示はいたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務運営の確保及びその他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

（３）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（４）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には、適正な取扱いを確保するための契約の締結、実施状況の点検等を行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.（3）「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

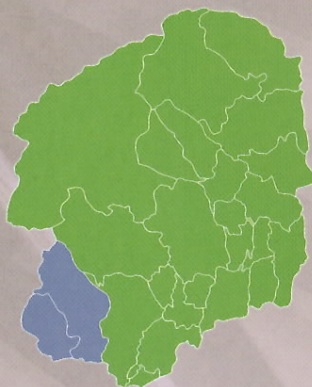
当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・削除・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【お問い合わせ窓口】

〒320-8618 栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号 栃木県産業会館5階
 栃木県信用保証協会 総務部総務課
 TEL 028-635-2121 FAX 028-632-0917
 URL <http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



本所

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

お問い合わせ

総務課 / 企画課 TEL.028-635-2121
保証一課 TEL.028-635-8883
保証二課 TEL.028-635-8884
保証三課 TEL.028-635-8886
企業支援課 TEL.028-635-8881
TEL.028-635-2195
管理課・管理事務課 TEL.028-635-2122
代位弁済課 TEL.028-635-8885

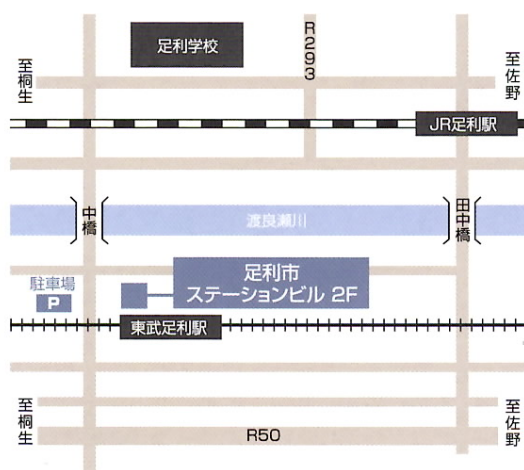


足利支所

〒326-0821 足利市南町4254番地1
足利市ステーションビル

お問い合わせ

業 務 課 TEL.0284-70-6339



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会



<http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



この印刷物は「環境にやさしく」をモットーに「大豆油インキ」、「古紙配合率100%再生紙」、「E3PAのゴールドプラス基準」に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています E3PA 環境保護印刷推進協議会